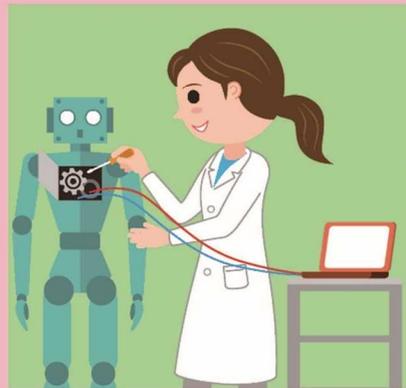


# 第5次 かさおかウィズプラン



## 第5次笠岡市男女共同参画基本計画

令和5(2023)年3月  
笠岡市



## はじめに



VUCAの時代と言われる現代社会は加速度的に変化しており、不確実性が高く将来の予測が困難な状況になっています。新型コロナウイルスがもたらしたパンデミックは、世界経済を大きく減速させ、ロシアによるウクライナ侵攻とあいまって世界的な高インフレを引き起こしています。経済情勢の悪化は市民生活にも影響を及ぼし、これまで表面化してこなかったひとり親家庭や女性の貧困、DV、ひきこもりやヤングケアラーといった社会課題が顕在化しました。

このように変化が激しく不確実な時代の中で、様々な課題に向き合い自分らしく生きていくには、これまでのロールモデルや成功体験は通用しなくなってきました。そのため、一人ひとりの個性や能力を最大限に活かし、様々な選択肢の中から希望する生き方を自らの意思で選択できる社会が必要です。

しかし、家庭や地域社会、さらに働く場において未だに存在するジェンダーギャップ（男女間の格差）は、個人や組織の成長を阻害する大きな要因となっています。世界経済フォーラムが毎年発表しているジェンダーギャップ指数では、日本は常に下位に低迷していることから、私たちの社会は大きな変革が求められています。

人の心や社会構造の中に存在するジェンダーギャップを解消することで、様々な場面で女性が意思決定の段階から参画し多様な視点を取り入れた行動ができれば、この社会は持続可能で豊かな社会へと飛躍することができると思います。

今、私たちは男女共同参画社会を実現するための新しいステージに立っています。あらゆる場面において、これまでと違う新しい景色を描くために、市民・事業所の皆さんと共に手を携えて歩みを進めてまいります。その指針として「第5次かさおかウイズプラン」を策定しましたので、市民・事業所の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

令和5（2023）年3月

笠岡市長 小林 嘉文



# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
1. 計画の趣旨.....	1
2. 計画の背景.....	3
(1) 国・県の動き.....	3
(2) 笠岡市のこれまでの主な取組と課題.....	4
3. 計画の位置付け.....	10
4. 計画の期間.....	10
<b>第2章 計画の基本的な考え方</b> .....	11
1. 基本視点.....	11
2. 計画の基本方向.....	12
(1) 計画の基本理念(笠岡市の目指す将来像).....	12
(2) 基本目標.....	13
(3) 施策体系.....	15
<b>第3章 計画の内容</b> .....	16
<b>基本目標Ⅰ 全ての市民が男女共同参画を強く意識する社会</b> .....	16
基本施策1 男女共同参画の意識づくり.....	16
基本施策2 学びの場における男女共同参画の推進.....	19
基本施策3 地域での男女共同参画の推進.....	21
<b>基本目標Ⅱ 働く場において男女が共に能力を発揮して活躍できる社会</b> (第2次笠岡市女性活躍推進計画).....	23
基本施策4 女性活躍推進に向けた基盤の強化.....	23
基本施策5 働く場での男女共同参画の推進と働きやすい職場環境の向上.....	26
基本施策6 ワーク・ライフ・バランスの推進.....	29
<b>基本目標Ⅲ あらゆる暴力を根絶し、誰もが安心して暮らせる社会</b> (第3次笠岡市DV防止基本計画).....	32
基本施策7 男女間のDV防止及び被害者支援の推進.....	32
<b>基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、心豊かで幸せを実感できる社会</b> .....	36
基本施策8 生涯を通じた健康づくりの推進.....	36
基本施策9 多様性の理解促進と暮らしやすさへの支援.....	38
基本施策10 助け合い・支え合いの地域づくり.....	42
<b>第4章 計画の推進</b> .....	45
1. 指標.....	45
2. 推進体制.....	46

資料.....	47
1. 策定体制・策定経過.....	47
2. 関係法令.....	48
3. 男女共同参画に関する年表.....	81

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画の趣旨

近年は、わが国を取り巻く社会情勢の変化が著しく、人々のライフスタイルや価値観が多様化する中で、自分らしい生き方を選択できる社会が求められています。そのため、男女共同参画及び女性活躍を推進し、多様な選択肢がある豊かな社会の実現に向けて、様々な取組が行われています。

平成27(2015)年に国連で決定されたSDGs(持続可能な開発目標)では、「ジェンダー平等を達成し全ての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことが定義され、ジェンダー平等は世界的な目標になっています。

国内では、平成27(2015)年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」いわゆる「女性活躍推進法」が成立し、仕事で活躍したいと希望する全ての女性が、個性や能力を発揮できる社会の実現に向けた取組が行われています。

しかし、平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」が施行されて以来、様々な施策が取り組まれているものの、男女間の格差は依然として多くの分野で存在しています。国際社会で比較するとわが国の格差は大きく、先進国の中では最低レベルにあります。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて経済は低迷し、ひとり親家庭や女性等社会的に弱い立場にある人の生活困窮が大きな課題となっています。また、ひきこもりやヤングケアラーといった以前から存在していた深刻な課題が顕在化しました。この他にも、社会の理解や法整備が十分でない現状で、性的マイノリティが抱える課題も深刻です。

**SDGs(持続可能な開発目標)**: Sustainable Development Goals の略称。世界が直面する様々な課題を解決し、人々が人間らしく暮らしていくための社会基盤を令和12(2030)年までに達成することを目標とし、平成27(2015)年の国連サミットで採択された。「誰一人取り残さない」を理念とし、17のゴール(目標)と169のターゲット(達成基準)が掲げられている。

**ジェンダー**: 「男らしさ」「女らしさ」など社会的・文化的に形成された性別のこと。

**女性活躍推進法**: 自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的に平成27(2015)年に定められた10年間の時限立法。

**(女性の)エンパワーメント**: 女性が社会参画のために必要な知識を付け、自ら主体的に行動することによって自律的な力をつけて発揮すること。

**男女共同参画社会基本法**: 男女共同参画の形成についての基本理念を明らかにし、国、地方自治体、国民の男女共同参画の取組を総合的・計画的に推進するため、平成11(1999)年に定められた法律。

**ひきこもり**: 様々な要因で社会的参加(就学、就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的に6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のこと。

**ヤングケアラー**: 法令上の定義はないが、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

**性的マイノリティ**: 同性に恋愛感情を持つ人や、体と心の性が一致しない人々のことをいい、LGBTQとも呼ばれている。Lはレズビアンで女性の同性愛者、Gはゲイで男性の同性愛者、Bはバイセクシュアルで男性と女性を好きになる人、Tはトランスジェンダーで体の性と心の性が一致しない人、Qはクエスチョニングで好きになる性(性的指向)や心の性(性自認)が定まっていない人のことをいう。

このような中で、男女がお互いの人権を尊重しつつあらゆる分野に参画し、性別に関係なく個性や能力、さらに多様な価値観を認め合う「ダイバーシティ&インクルージョン」の社会を実現することが特に重要となっています。さらに、成長社会から成熟社会に移行した現代では、市民一人ひとりの心が満たされ、幸せを実感する「ウェルビーイング」を高めていくことも求められています。

VUCAの時代にあって、男女共同参画社会の実現に向けた施策を計画的に推進することで、市民一人ひとりが個性と能力を発揮し、自分の生き方を選択できる社会を創造するとともに、持続的に成長し発展する社会の構築に向けて「第5次かさおかウィズプラン」を策定しました。

**ダイバーシティ&インクルージョン**: 年齢や性別、国籍、学歴、特性、趣味嗜好、宗教などにとらわれない多種多様な人材が、お互いに認め合い、自らの能力を最大限発揮し活躍できること。

**VUCA(ブーカ)**: Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)の頭文字をとった言葉で、先行きが不透明で将来の予測が困難な状態のこと。

## 2. 計画の背景

### (1) 国・県の動き

国際連合は、昭和50（1975）年を「国際婦人年」と定め、女性の地位向上を目指して「平等、発展、平和」を目標にした「世界行動計画」を採択しました。さらに、昭和54（1979）年には、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的とし、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした「女子差別撤廃条約」が国連総会において採択され、わが国は昭和60（1985）年に締結しました。

国内では、国際的な動きに合わせ、昭和60（1985）年に、職場における性別を理由とした差別を禁止し、男女の平等な扱いを定めた「男女雇用機会均等法」が成立しました。これは、男女の雇用機会の均等及び待遇の平等の促進に法律上の根拠を与えるものであり、社会に与えるインパクトは非常に大きいものでした。

さらに、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この法律は、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。この法律に基づき平成12（2000）年に「男女共同参画基本計画」が策定され、その後5年毎に社会情勢の変化に応じて新たな基本計画が策定されています。令和2（2020）年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、わが国における経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会、④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界を目指す姿を示しています。

平成13（2001）年には、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が施行されました。DVは配偶者だけでなく、子どもに対する暴力が同時に行われている場合があります。子どもが直接暴力を受けている場合や、面前DV（子どもの見ている前での配偶者への暴力）は子どもへの心理的虐待にあたります。そのため、令和元（2019）年6月に、「児童虐待防止法」及び「DV防止法」が改正され、児童相談所と婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターは相互に連携を行うことが明確化されました。

**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律**：「DV防止法」という。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。被害者が男性の場合もこの法律の対象となる。被害者は多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれている。

平成27（2015）年8月には、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性活躍推進法」が制定され、同年12月には、あらゆる分野における女性の活躍等を盛り込んだ「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

岡山県では、平成9（1997）年に岡山県男女共同参画推進本部を設置、推進体制を整備し、平成11（1999）年には、男女共同参画社会づくりを推進するための拠点施設として、岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）が開設されました。

平成13（2001）年には、「おかやまウィズプラン21」を策定するとともに、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目標とした「岡山県男女共同参画の推進に関する条例」が施行されました。また、平成18（2006）年に「新おかやまウィズプラン」、平成23（2011）年に「第3次おかやまウィズプラン」、平成28（2016）年に「第4次おかやまウィズプラン」、令和3（2021）年に「第5次おかやまウィズプラン」が策定されました。

## (2) 笠岡市のこれまでの主な取組と課題

### ① 取組状況

笠岡市では、平成15（2003）年7月に男女共同参画推進に向けて取り組む基本的な方向を明らかにした「笠岡市男女共同参画推進条例」を制定しました。そして、条例を制定する以前の平成11年に策定した「かさおかウィズプラン」を見直し、平成18（2006）年3月に「第2次かさおかウィズプランⅡ」、平成22（2010）年3月に「第3次かさおかウィズプラン」（平成26（2014）年に見直し）を策定し、「男女平等意識の高揚」「男女共同参画の推進」「男女の人権尊重」「男女共同参画推進体制の充実」に取り組んできました。さらに、平成30（2018）年3月に「第4次かさおかウィズプラン」を策定し、これまでの取組を継承しながら、市民、事業所と協働で施策を推進してきました。

計画を効果的に推進するために、毎年度、計画の進捗状況を確認し、実効性を確保するため、目標達成に向けた指標を点検しながら進めてきました。設定した指標は16項目で、令和4（2022）年度で目標を達成した指標は5、設定時（平成29（2017）年度）より改善した指標は4で、改善した指標を含め達成率は56.3%となっています。

【第4次プランにおける各指標の状況】

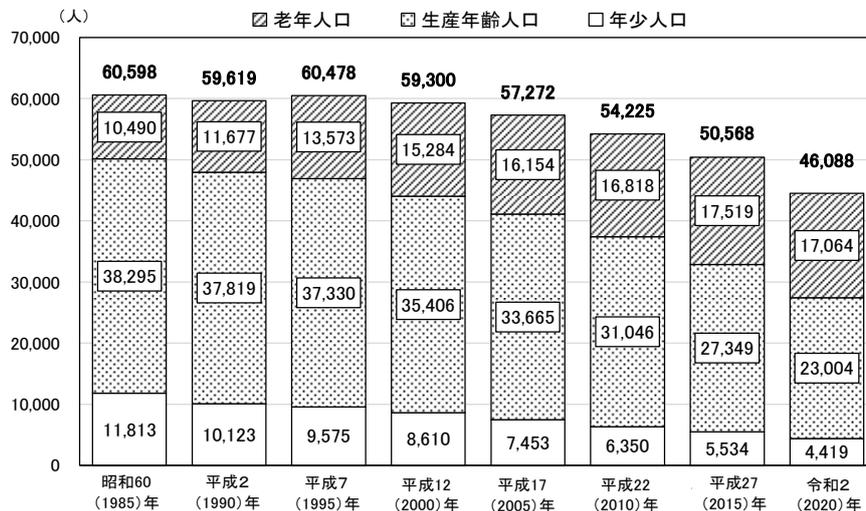
指 標	基準値 平成 29 (2017)年度	目標値 令和4(2022) 年度	実績値 (令和5(2023) 1月1日時点)	目標達成 状況
<b>基本目標Ⅰ 男女共同参画が実現できる基盤づくり</b>				
人権推進課・笠岡市男女共同参画推進センターが実施する啓発講座等への参加者数	130人	200人	234人	達成
地域や職場で男女が対等に活躍できていると感じる市民の割合 【笠岡市民意識調査】	36.3% (平成 28 (2016)年)	50.0%	33.8%	未達成
審議会等委員に占める女性の割合	39.8%	40.0%以上	42.4%	達成
<b>基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重され共に活躍できる社会づくり</b>				
1年間に市民活動支援センターがアドバイス・コーディネートを行った市民活動団体数 【男女共同参画に係るもの】	4団体	7団体	0団体	未達成
女性活躍推進法で努力義務とされている100人以下の市内事業主の行動計画策定事業所数	0事業所	5事業所	0事業所	未達成
子育て応援企業登録数	6事業所	7事業所	22事業所	達成
市一般行政職員の課長相当職以上に占める女性管理職の割合	8.3%	13.0%	9.1%	改善
市職員の係長相当職以上に占める女性管理職の割合 【笠岡市特定事業主行動計画】	22.1%	30.0%	23.5%	改善
市職員(3歳未満の子どもがいる男性職員)の育児休業取得率 【笠岡市特定事業主行動計画】	0.0%	10.0%	11.1%	達成
ファミリーサポートセンター会員数	930人	1,000人	868人	未達成
安心して子どもを産み育てられると感じている市民の割合 【笠岡市民意識調査】	44.1% (平成 28 (2016)年)	50.0%	38.2%	未達成
特別保育延べ実施園数	8箇所 延長保育 1箇所 休日保育 1箇所 病児・病後児保育 1箇所 一時保育 1箇所	10箇所 2箇所 3箇所 3箇所	9箇所 1箇所 1箇所 3箇所	改善 未達成 未達成 達成
<b>基本目標Ⅲ 男女間のあらゆる暴力をなくす社会づくり(第2次笠岡市DV防止基本計画)</b>				
配偶者等から、一度でも暴力を受けたことがある人の割合 【笠岡市民意識調査】	12.6% (平成 28 (2016)年)	根絶をめざす	9.8%	改善

## ②男女共同参画を取り巻く状況

### ●人口・世帯

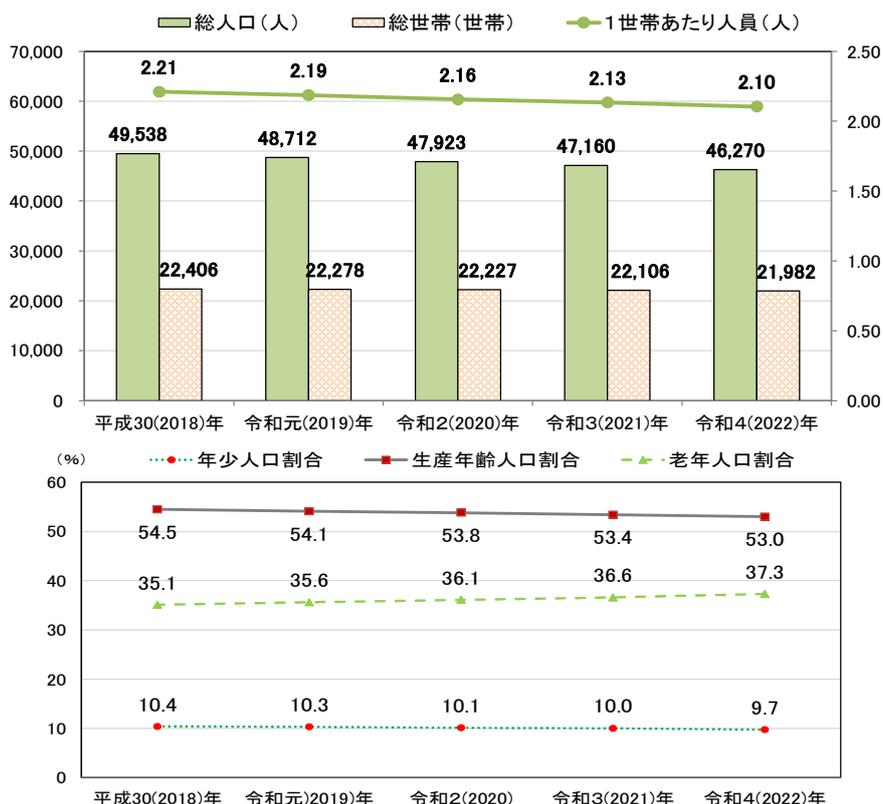
笠岡市の人口は減少傾向で推移しており、令和2（2020）年に5万人を下回り、46,088人となっています。年齢3区分別人口では、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少しています。

【人口の推移（国勢調査・各年10月1日現在）】



近年の笠岡市の住民基本台帳人口は緩やかに減少しており、令和4（2022）年は46,270人となっています。また、世帯数、1世帯あたり人員は令和4（2022）年に21,982世帯、2.10人と微減しています。年少人口割合と生産年齢人口割合は微減し、老年人口割合は微増しています。

【近年の人口・世帯の推移（住民基本台帳・各年1月1日現在）】

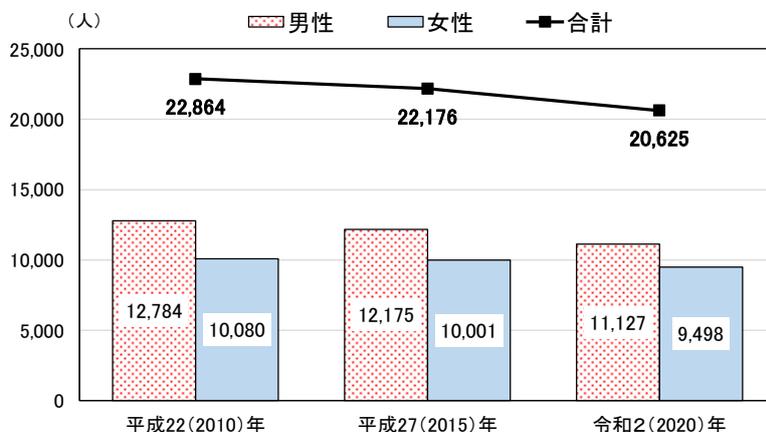


（出典）総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」  
※総人口に対する割合（年齢不詳は除く）

## ●就業状況

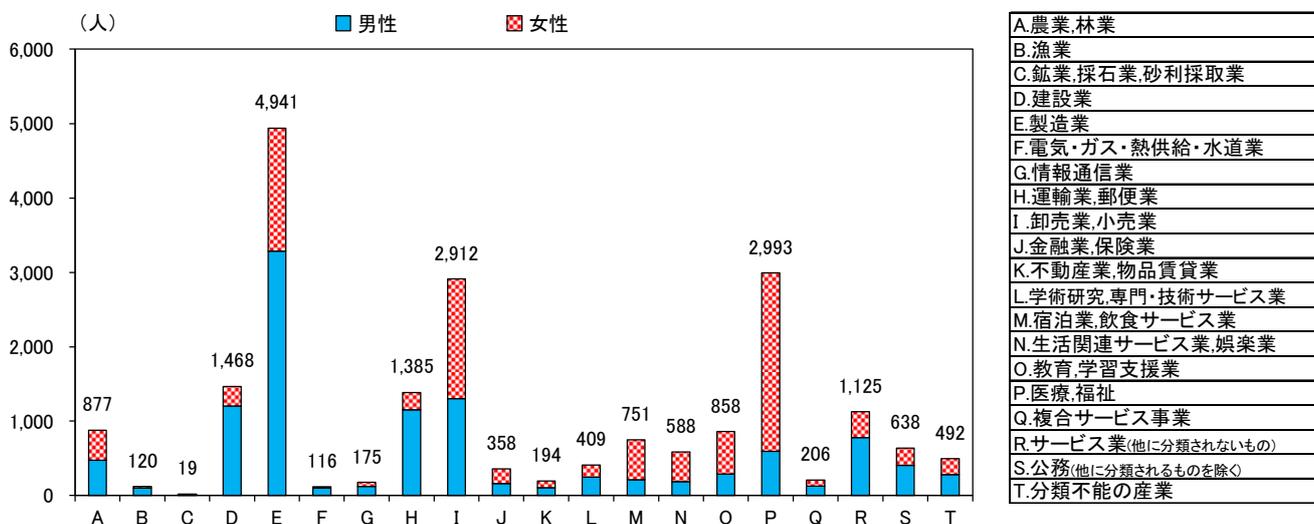
就業人口は平成27（2015）年は22,176人、令和2（2020）年は20,625人と微減し、男女ともに微減していますが、女性就業者が就業者に占める割合は高まっています。

【就業人口の推移（国勢調査・各年10月1日現在）】



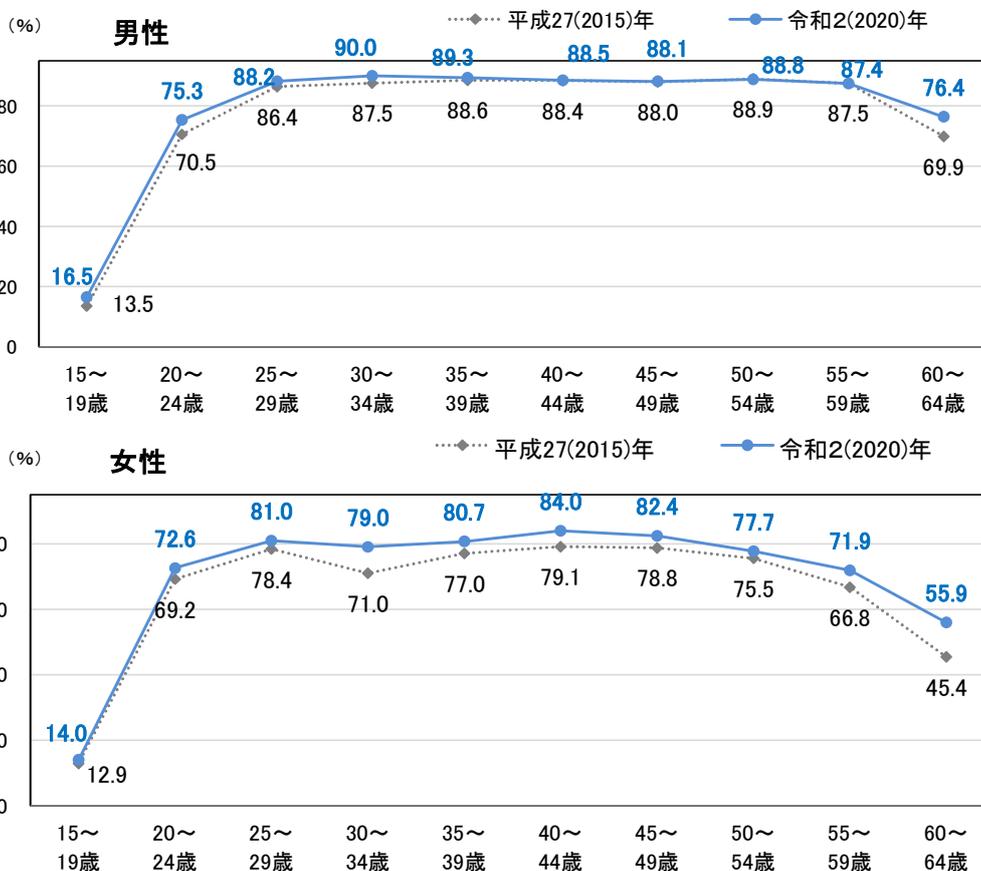
令和2（2020）年の産業大分類別就業者数は、第2次産業に含まれる「E.製造業」の従事者が多く、男性比率が高くなっています。ついで、「I.卸売業、小売業」と「P.医療、福祉」の従事者がそれぞれ3,000人程度で女性比率が高くなっています。

【産業別就業者数の推移（国勢調査・令和2（2020）年10月1日現在）】



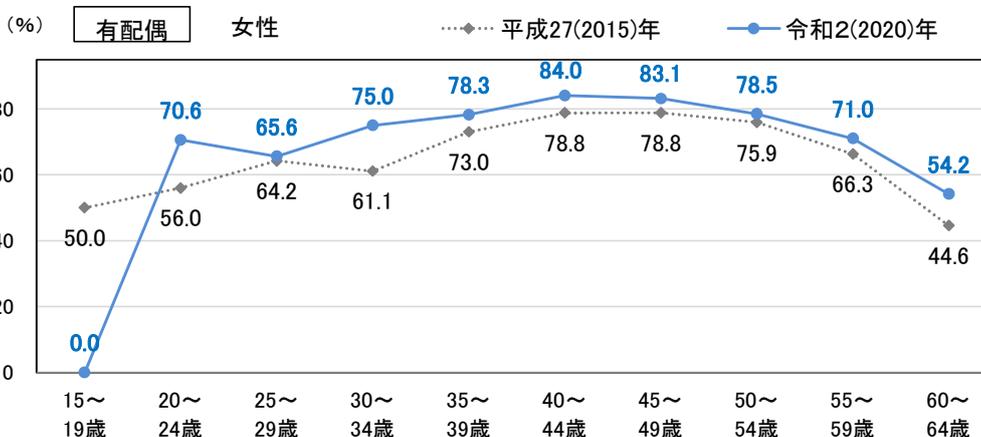
生産年齢人口（15～64歳）の年齢別就業率は、男性は平成27（2015）年と令和2（2020）年で各年代同程度となっています。女性は平成27（2015）年より令和2（2020）年の就業率が上がった年代が多く、なかでも30～34歳と60～64歳の就業率は高くなっています。

【男女別就業率の推移（国勢調査・各年10月1日現在）】



既婚女性の就業率は、平成27（2015）年から令和2（2020）年でほとんどの年代で上昇しており、なかでも20～24歳、30～34歳、60～64歳の既婚女性の就業率が上昇し、30歳代は80%弱、40歳代は最も高い80%強の就業率となっています。

【既婚女性の就業率の推移（国勢調査・各年10月1日現在）】

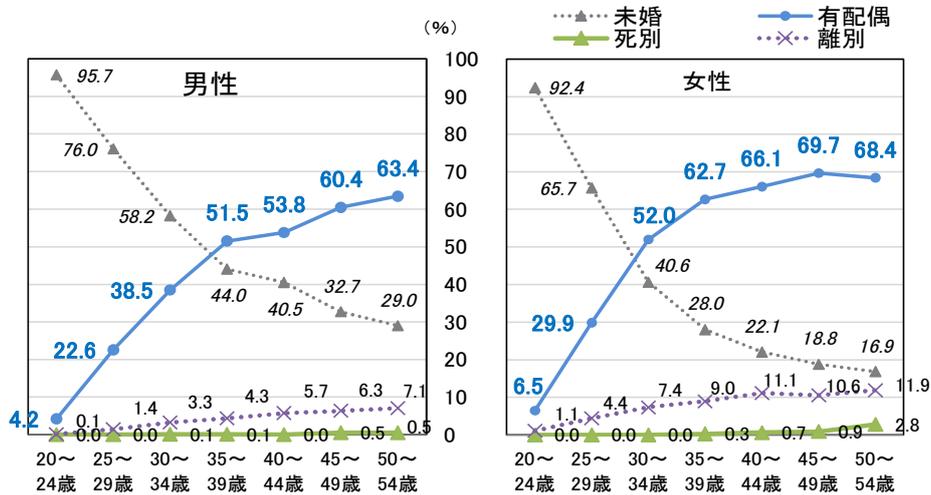


## ●婚姻状況

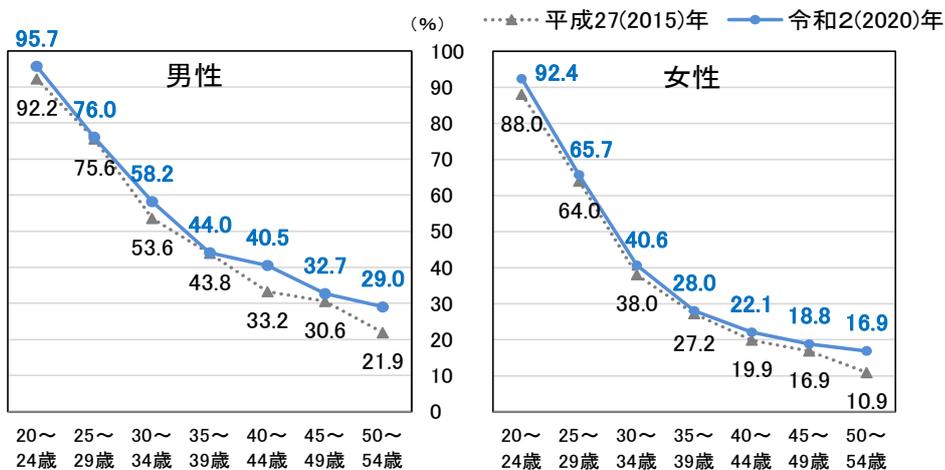
婚姻状況は、男女ともに年齢が上がるにつれ有配偶が増加し、未婚が減少し、男性は35～39歳、女性は30～34歳を境に未婚と有配偶が逆転しています。

未婚率は、男女ともに各年齢層で平成27（2015）年より令和2（2020）年が高くなっています。

【婚姻状況（国勢調査・令和2（2020）年10月1日現在）】



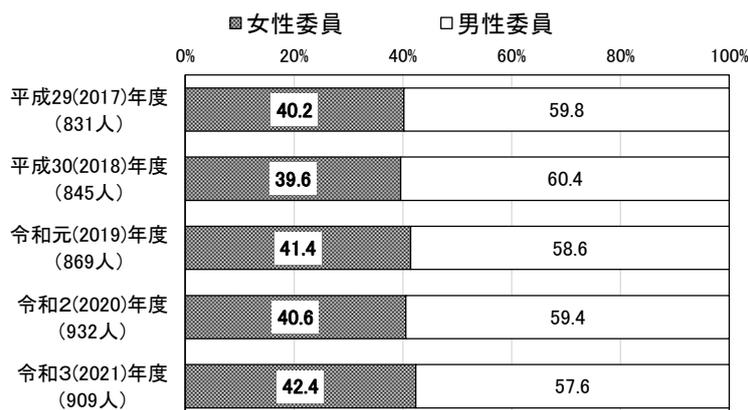
【未婚率の推移（国勢調査・各年10月1日現在）】



## ●市役所審議会委員の女性割合

審議会等の総委員数の女性割合は、令和3（2021）年度で42.4%となっています。

【審議会委員男女比の推移（内閣府）】



### 3. 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「笠岡市男女共同参画推進条例」第7条の規定に基づいて、笠岡市が男女共同参画社会の実現に向けて取り組む施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

また、国の「第5次男女共同参画基本計画」や岡山県の「第5次おかやまウィズプラン」、さらに、上位計画である「第7次笠岡市総合計画 後期基本計画（令和4（2022）年度策定）」をはじめ、関連する個別計画との整合性を図り策定しました。

なお、本計画の「基本目標Ⅱ 働く場において男女が共に能力を発揮して活躍できる社会」は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画に位置付けます。合わせて、「基本目標Ⅲ あらゆる暴力を根絶し、誰もが安心して暮らせる社会」は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画と位置付けます。

### 4. 計画の期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

【計画期間】

令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度	令和14 (2032) 年度
第5次本計画									
					次期計画				

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本視点

社会経済の変化・潮流



持続可能な社会の実現

- 人口減少と少子高齢化の進行（地域の過疎化、消費動向への影響、労働力不足による経済活動の減少など）
- 核家族化の進行（世帯・家族形態の変化、未婚者・単身者の増加、介護問題、生き方の多様化など）
- Society 5.0 時代への対応、高度情報化社会の到来、DXの推進
- 多文化共生社会への転換、多様性の尊重
- 環境対策・気候変動、自然災害の激甚化への対応
- 地域の安全確保や予見しにくい犯罪や事故への対応

### 男女共同参画社会の実現

男女共同参画が目指すべき社会（国第5次計画より）

- I 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- II 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- III 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- IV SDGs の達成に向け、男女共同参画・女性活躍を分野横断的に主流化し、様々な主体が連携して取り組む社会



**Society 5.0**: 仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムによって、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、わが国が目指すべき新たな未来社会として、第5期科学技術基本計画において提唱された。

**DX**: デジタルトランスフォーメーションの略で、デジタル技術の活用によりサービスのあり方や提供方法を根本的に変えていくこと。

## 2. 計画の基本方向

男女共同参画社会とは、

- 「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」

を目指すものです。（「男女共同参画社会基本法」第2条）

市民を取り巻く経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、男女共同参画の視点に基づき様々な分野で様々な施策の推進を図り、男女共同参画社会の実現を目指します。

### (1) 計画の基本理念(笠岡市の目指す将来像)

変化が激しく予測が困難な時代の中で、私たちは人生100年時代のライフステージにおいて、個性と能力を発揮して自分らしく生きていきたいと願っています。そこで笠岡市が目指すのは、性別や年齢、個人の価値観など、多様性を認め合う「ダイバーシティ&インクルージョン」が実現した社会です。様々な選択肢がある中で、自分の意思で人生を選択し自分らしく生きることで、心身ともに健康で幸福なウェルビーイングを実感することができます。

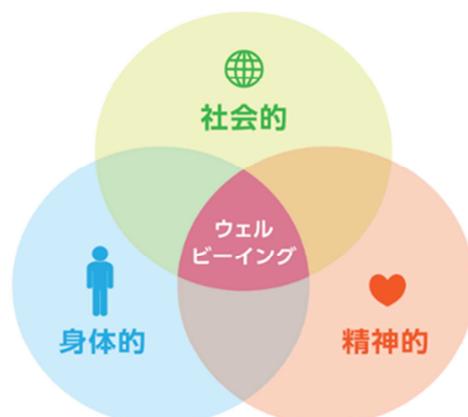
笠岡市では、これまで様々な施策に取り組んできたことで男女共同参画に対する市民の意識に一定の変化が起きています。この流れをさらに加速させ新しい景色を描いていくため、目指す将来像を「男女が共に、個性と能力を発揮してウェルビーイングを実感できるまち」とします。

#### 【基本理念】

## 男女が共に、個性と能力を発揮して ウェルビーイングを実感できるまち

### well-being (ウェルビーイング)

「身体的・精神的・社会的に良好で、持続的に満たされている状態」を指します。happiness(ハピネス)のような一時的な幸せとは異なりその状態が継続している点が特徴です。近年では社会的な幸福を測る指標としても注目されています。



## (2)基本目標

### 基本目標Ⅰ 全ての市民が男女共同参画を強く意識する社会

男女共同参画・女性活躍は分野横断的な価値として、あらゆる分野で全ての市民と共有し共に進めていくものです。このため、男女共同参画・女性活躍の視点を働く場のみならず、家庭や地域等の生活の場全体に広げることが重要であり、子どもから大人まで全ての市民に、お互いを認め合う意識と多様性への理解、男女共同参画・女性活躍に関する認識を深められるように、広報・啓発等を推進します。

そして、社会制度や慣行が男女のどちらか一方に不利に働くような状況や、固定的性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見や思い込み）などの解消に向けた取組を推進し、市民の男女共同参画に関する意識の変革・高揚に努めます。

SDGsとの関連



### 基本目標Ⅱ 働く場において男女が共に能力を発揮して活躍できる社会 【第2次笠岡市女性活躍推進計画】

人々の価値観や社会構造が多様化する中で、将来にわたって持続可能な経済社会を実現するため、働く場において男女間の格差を解消し、計画の立案など初期段階から男女が対等な立場で共同して参画する環境づくりを推進します。

さらに、長時間労働の解消や性別による役割分担意識を改めるなど、女性の参画拡大を促進するため、男女ともに能力を発揮して活躍し、働き続けられる社会に向けて意識改革を図ります。

また、全ての働く人がやりがいを感じ、誇りをもって働き続けられるように、職業能力の開発やキャリア形成、リスキリング等の機会提供を支援するとともに、多様で柔軟な働き方によるワーク・ライフ・バランスを推進します。

SDGsとの関連



**固定的性別役割分担意識**: 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

**リスキリング**: 新たな業務や職業に就くため、必要なスキルや知識を再習得すること。

**ワーク・ライフ・バランス**: 「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

## 基本目標Ⅲ あらゆる暴力を根絶し、誰もが安心して暮らせる社会 【第3次笠岡市DV防止基本計画】

DVは、被害者を肉体的精神的に深く傷つけ、人権を侵害する犯罪となる行為で、身近な場で起こる問題です。被害を受けた人の心身の健康に大きな影響を及ぼすだけでなく、DVと同時に子どもへの暴力や子どもの面前DVによる心身への影響なども懸念されています。また、若年期における交際相手からのデートDVを含め、DVに関する認識を深めることは被害の未然防止につながるため、男女間の暴力等をめぐる状況に対応しながら、暴力に関して正しく認識するための啓発を推進するとともに、あらゆる暴力の根絶に向けた相談体制と被害者支援の強化を図ります。

SDGsとの関連



## 基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、心豊かで幸せを実感できる社会

心豊かで幸せを実感できる社会は、数ある選択肢の中から自分の生き方を自ら決定して自分らしく生きられる社会であり、その根底には多様性の尊重があります。性別や年齢など属性の多様性、思考や意識の多様性など様々ですが、多様性を強く意識して認め合っていくことがこれからの社会にとっても重要です。

そのため、身近な自分たちの暮らしの中から生き方を自ら選択し、男女が心身ともに健康で、学び、活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護等の両立支援の体制づくりを推進します。

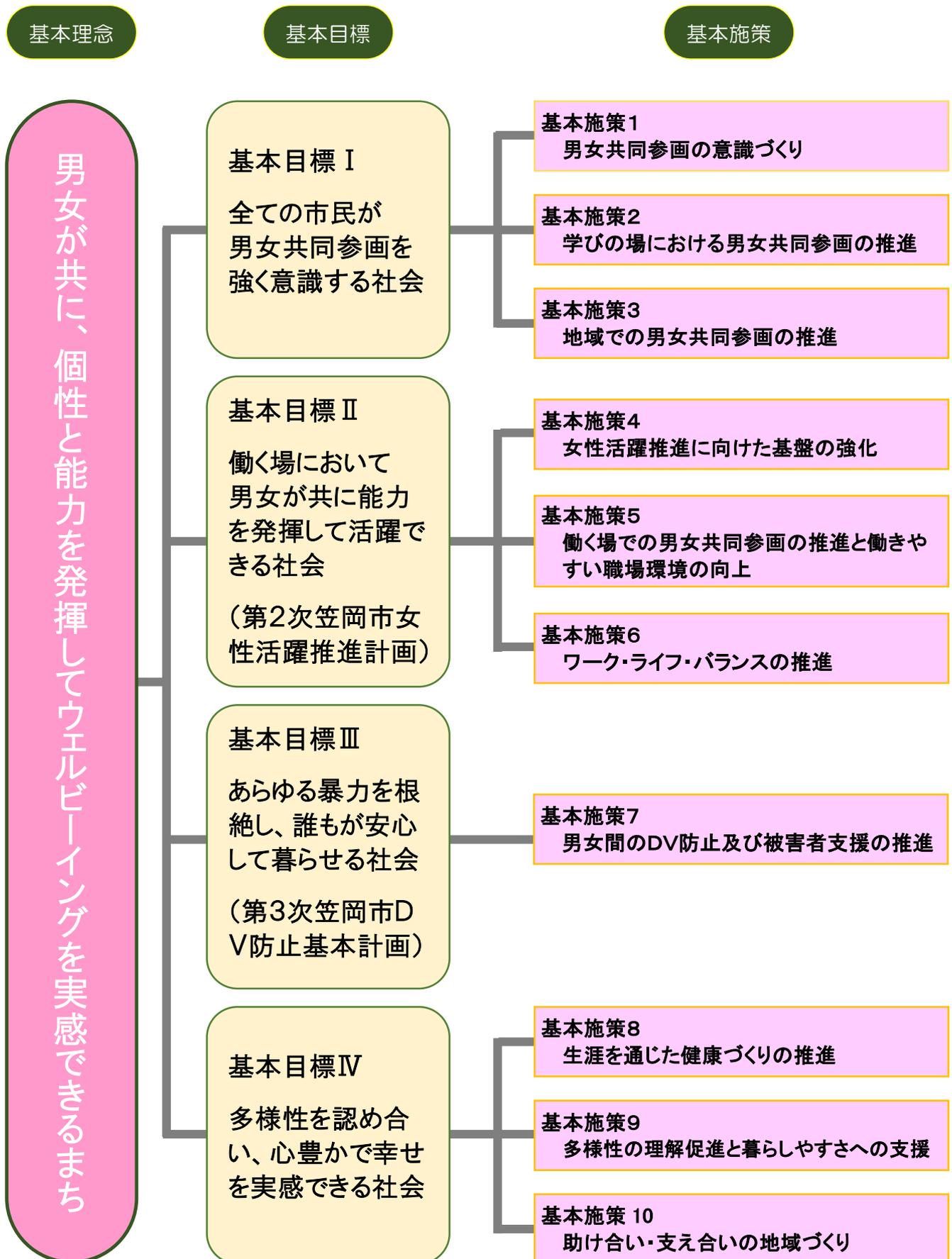
さらに、経済情勢の急激な変化により、生活困窮に陥った世帯や新たな社会課題であるヤングケアラーなど困難を抱える人々への支援を推進することで、誰一人取り残さない社会の実現を目指します。

また、市民によるまちづくりや防災について、住民同士が支え合う地域づくりを推進し、地域安全対策等誰もが安心して暮らせて幸せを実感できる環境づくりを目指します。

SDGsとの関連



### (3) 施策体系



# 第3章 計画の内容

## 基本目標 I 全ての市民が男女共同参画を強く意識する社会

### 基本施策1 男女共同参画の意識づくり

#### 現状・課題

男女共同参画の視点に立った法律や制度の整備が進み、男女共同参画の意識も以前に比べると着実に浸透してきています。昨今は、少子・高齢化の進展、国内経済活動の成熟化による社会変化に加え、感染症拡大防止の影響もあり、市民の身近な暮らしにも様々な影響が表れています。このような変化に柔軟に対応していくとともに、様々な社会制度・慣行の見直しが行われる中で、男女共同参画の視点に立って様々な場面で、地域に潜在する課題や慣例の見直しを図ることが求められます。このため、全ての市民が男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるための広報・啓発が一段と重要となっています。

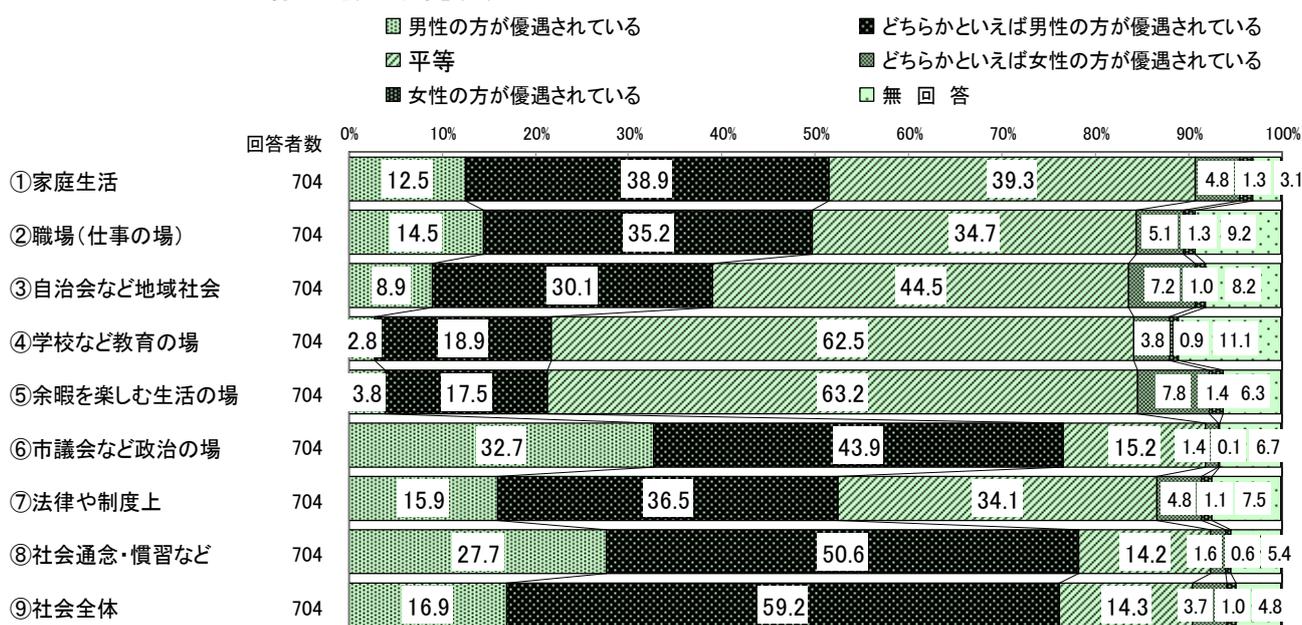
さらに、身近な地域活動や教育活動の中に男女共同参画の視点を置き、地域での暮らしを豊かにするため、様々な分野や場面で男女が共に参画し、協働することが必要です。

#### 市民意識調査等

◇『男性が優遇』されていると思う分野は、⑧社会通念・慣習などで78.3%、⑥市議会など政治の場で76.6%、⑨社会全体が76.1%と多く、「平等」と思う分野は⑤余暇を楽しむ生活の場で63.2%、④学校などの教育の場で62.5%となっています。

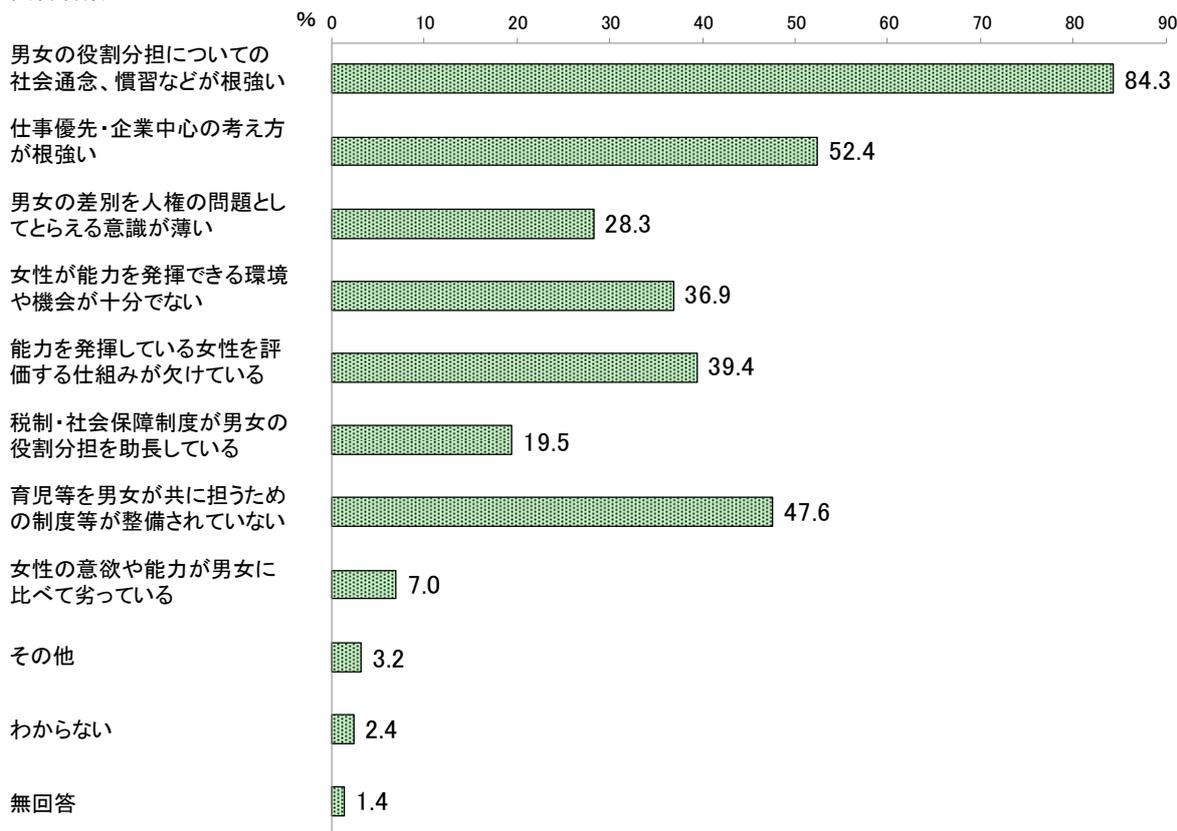
◇男性が優遇されている原因として、「男女の役割分担についての社会通念、慣習などが根深い」が最も多く回答されています。

男女の地位の平等感[%]



男性が優遇されている主な原因[%・複数回答]

回答者数 632



## 施策の方向

### ① 男女共同参画に関する広報・啓発の充実

施策の方向	主な施策・取組	担当課
男女共同参画社会の実現に向けて、ジェンダー平等の視点で、職場・家庭・地域における様々な慣習・慣行の見直しを進めるための広報・啓発活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市ホームページ・フェイスブック等を活用した男女共同参画に関する広報活動</li> <li>▶ 男女共同参画週間(6月)、国際女性の日(3月)、人権週間(12月)等におけるパネル展示や懸垂幕等による啓発活動</li> <li>▶ 男女共同参画に関する講演会、研修会、講座の開催及び講座内容の充実</li> <li>▶ 固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の偏見や思い込み)の解消に向けた啓発活動</li> </ul>	人権推進課

## ② 基本的人権・多様性に関する理解促進

施策の方向	主な施策・取組	担当課
性別に関係なく、全ての市民がお互いを認め尊重し合う社会を目指し、幅広い世代に向けて、ダイバーシティ&インクルージョンへの理解を促進します。 学校・家庭・地域・職場などあらゆる場面において男女共同参画について学習する機会を提供します。	▶ 職員研修の内容の充実と参加促進	人事課
	▶ 男女共同参画に関する情報発信、理解を深める取組の推進	人権推進課
	▶ メディア・リテラシーに関する児童生徒への指導及び保護者への啓発活動	学校教育課



**メディア・リテラシー**: メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

## 基本施策2 学びの場における男女共同参画の推進

### 現状・課題

男女共同参画社会の実現に向けては、学校、家庭、地域など様々な場での取組を子どもから大人までそれぞれの年代において展開することが重要です。男女共同参画について学びを深めることは、多様な選択を可能にして個性と可能性を伸ばすことで、充実感のある暮らしにつながります。

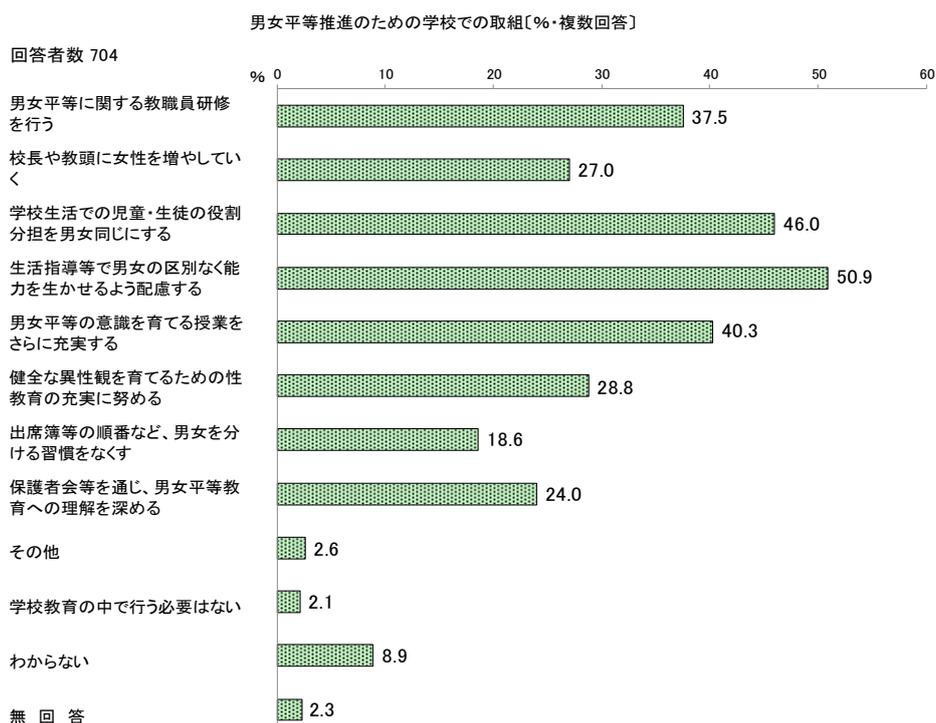
このため、子どもの頃から固定的性別役割分担意識にとらわれず、社会生活を送ることができるよう、教育・学習を通じた取組を進めることが必要であり、どの世代においても学ぶ意欲を学習活動につなげていき、豊かで充実した暮らしと地域の活性化に活かしていくことも重要です。

市民意識調査において教育の場は平等感が高い分野ですが、子どもたちを取り巻く状況をとらえ、人権の尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の必要性、家庭生活の大切さについて理解を深められるよう、子ども一人ひとりの能力を育てる教育を推進し、教育の場の男女共同参画をさらに推進していくことが重要です。

そして、ライフステージにおいていつでも学ぶことができる環境は、人づくり・地域づくりにも影響することから、体験学習、情報化が進む現在に対応したリカレント教育をはじめ、多様な学びの機会を確保する必要があります。

### 市民意識調査等

☆男女平等の推進のための学校での取組としては、「生活指導等で男女の区別なく能力を生かせるよう配慮する」が50.9%、「学校生活での児童・生徒の役割分担を男女同じにする」(46.0%)、「男女平等の意識を育てる授業をさらに充実する」(40.3%)等が回答されています。



**リカレント教育**: 学校教育から離れた後も生涯にわたり学び続け、必要に応じて就学と学習を交互に繰り返すこと。

## 施策の方向

### ① 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進

施策の方向	主な施策・取組	担当課
<p>幼少期から、それぞれの年代に応じて、男女平等の理念を推進する教育の一層の充実を図ります。</p> <p>一人ひとりの個性や能力を尊重し、児童生徒が主体的に学び、考え、多様な選択を可能にする教育を推進します。</p> <p>学校教育や学校運営において、性別に基づく固定的役割分担を前提に行われることがないよう配慮します。</p> <p>学校における男女共同参画の推進を図るため、教職員が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高める研修等を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 人権担当職員等による各園への出張読み聞かせ等による啓発</li> <li>▶ 保育協議会人権保育部会等での保育士を対象とした人権に関する研修の開催</li> </ul>	<p>子育て支援課</p> <p>こども育成課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 人権教育指導者講座等人権教育に関する教職員研修の充実、人権教育指導資料の活用促進</li> <li>▶ 性的マイノリティに対応する体制の充実</li> <li>▶ いきいきチャレンジ体験事業等によるキャリア教育の推進</li> </ul>	<p>学校教育課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ PTA人権教育研修会の開催及び父親の参画促進</li> </ul>	<p>学校教育課</p> <p>生涯学習課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市内高校での企業ガイダンスによるキャリア教育の実施</li> </ul>	<p>商工観光課</p>

### ② 男女共同参画推進のための生涯学習の充実

施策の方向	主な施策・取組	担当課
<p>男女が生涯を通じて個人の尊厳、男女平等の意識を高められるよう、多様な体験活動やリカレント教育を含めた幅広い学習機会の提供に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 生涯学習諸学級、まちづくり出前講座等男女共同参画に関する研修等学びの場の提供と学習活動に関わる人材育成</li> </ul>	<p>生涯学習課</p>



## 基本施策3 地域での男女共同参画の推進

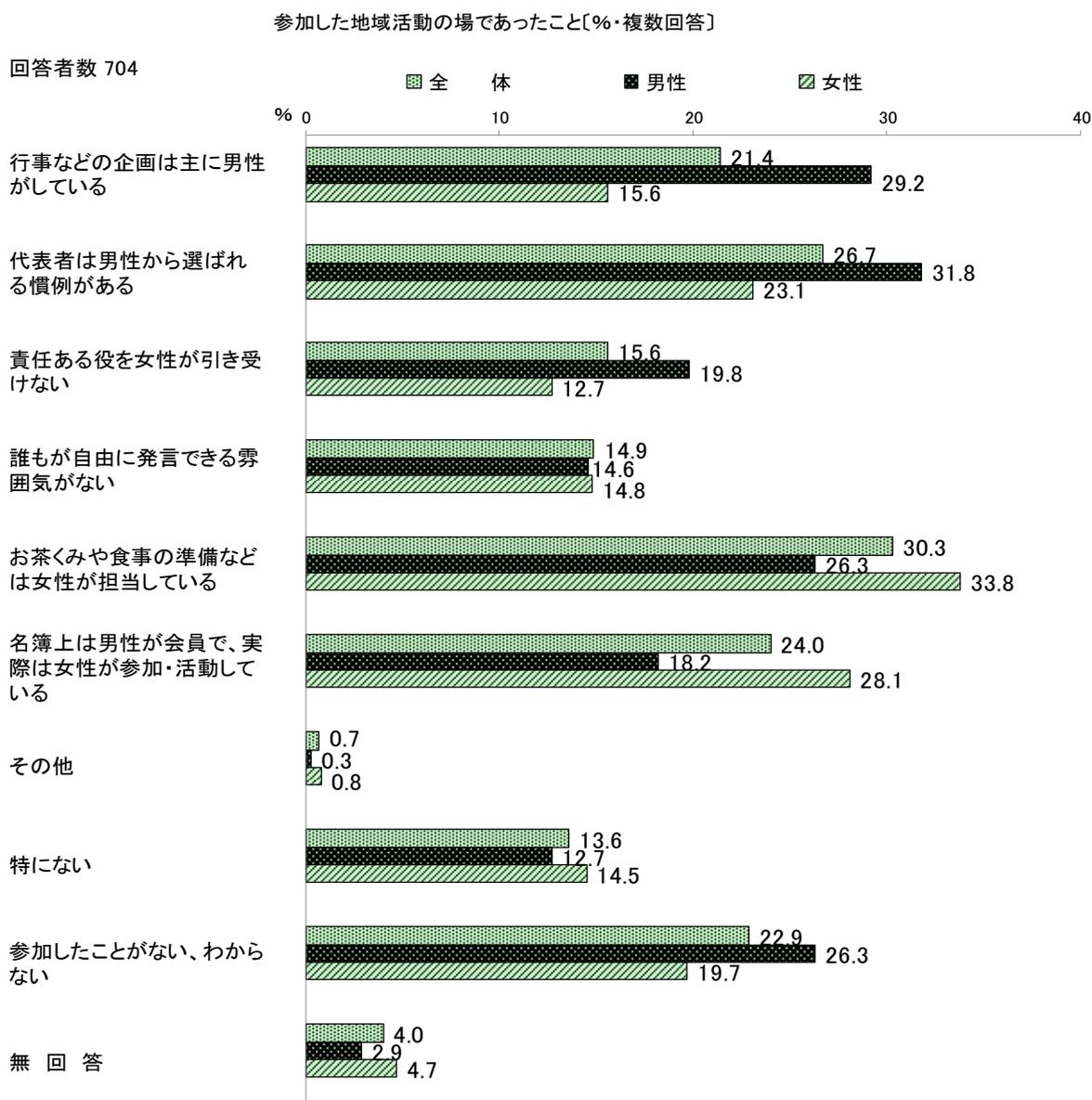
### 現状・課題

「地域」は家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、地域における様々な取組は、男女共同参画社会の実現にとって重要な鍵といえます。

また、少子高齢化・核家族化の進展により、充実した生活を送るためには、地域のつながりが大きな力であり、地域の活性化につながる事が再認識されてきています。そのため、地域活動においては、世代間での意識や生活様式などの違いを認め、男女を問わず多様な価値観を持つ幅広い市民の参加が重要です。

### 市民意識調査等

☆参加したことがある地域活動の場で、「お茶くみや食事の準備などは女性が担当している」が30.3%、「代表者は男性から選ばれる慣例がある」(26.7%)、「名簿上は男性が会員で、実際は女性が参加・活動している」(24.0%)、「行事などの企画は主に男性がしている」(21.4%)となっています。



## 施策の方向

### ① 地域活動における男女共同参画の推進

施策の方向	主な施策・取組	担当課
<p>地域で活動する団体・グループ等の学習活動の支援及びリーダー養成に努めます。</p> <p>自治会やまちづくり協議会等の地縁組織や市民活動団体等市民による地域活動を活性化するため、男性が中心の体制を改善し、男女が対等な立場で活動できる環境づくりに努めます。</p> <p>地縁組織、市民活動団体・NPO法人等の活動において、男女共同参画の重要性を認識し、男女が共に参画して活動する組織づくりを支援します。</p>	<p>▶ まちづくり協議会等各種団体への男女共同参画に関する情報提供及び講座・研修会の開催</p>	<p>人権推進課 協働のまちづくり課</p>
	<p>▶ 各公民館が主体で行う男女共同参画の啓発活動・人権啓発事業の支援</p> <p>▶ 女性学級や社会教育等の各種団体に対する男女共同参画を意識した組織運営の支援</p>	<p>生涯学習課</p>
	<p>▶ 公民館人権啓発事業での男女共同参画の啓発・人権啓発事業の支援</p>	<p>学校教育課</p>

### ② 家庭における男女共同参画の教育・学習の推進

施策の方向	主な施策・取組	担当課
<p>子育てや家事、介護など、家庭生活において男性の参画を促進するため、固定的性別役割分担意識を払拭し、男女平等に対する意識改革を図ります。</p>	<p>▶ 親育ち応援学習プログラム推進事業への男性の参加促進と男女平等に対する意識の醸成</p> <p>▶ 子育て世帯をはじめ、子育てに関わる家族を対象にした幼児学級等家庭教育の推進</p>	<p>生涯学習課</p>

# 基本目標Ⅱ 働く場において男女が共に能力を発揮して活躍できる社会(第2次笠岡市女性活躍推進計画)

## 基本施策4 女性活躍推進に向けた基盤の強化

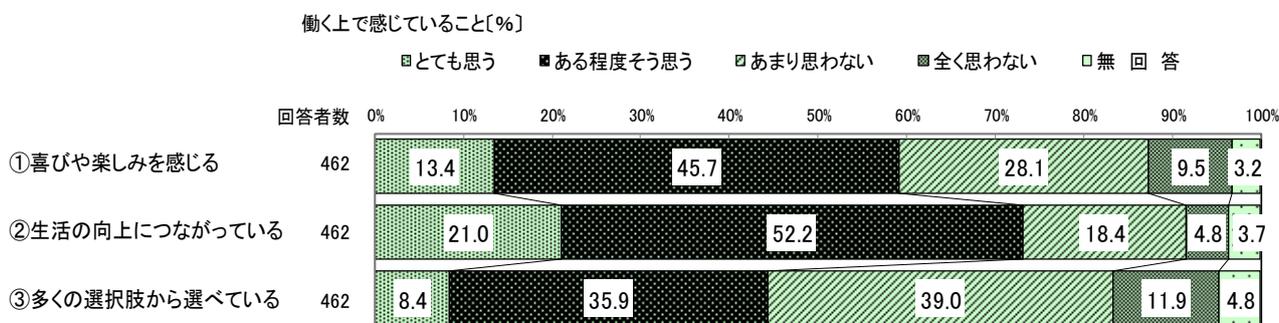
### 現状・課題

働くことは生活の経済的基盤を形成するものであるとともに、その人の能力を発揮してやりがいや社会貢献につながるため、ウェルビーイングの向上や、男女共同参画社会の実現にとっても重要な意味を持つ分野です。また、経済面ではグローバル化が進み、国際的な競争が激化する中、雇用の安定や労働力の確保はわが国の経済活動において極めて重要なことであり、性別にかかわらず男女がそれぞれ個人の能力を発揮し、共に活躍することが社会の発展につながります。

そのため、経済発展の中で形成された長時間労働や固定的性別役割分担意識を変革し、多様な価値観や生き方を認め、性別にかかわらず職業や職務の範囲などの職域を拡大し、女性をはじめ、働く全ての人のワークエンゲージメントを高め、持続的に発展する社会の実現が求められています。

### 市民意識調査等

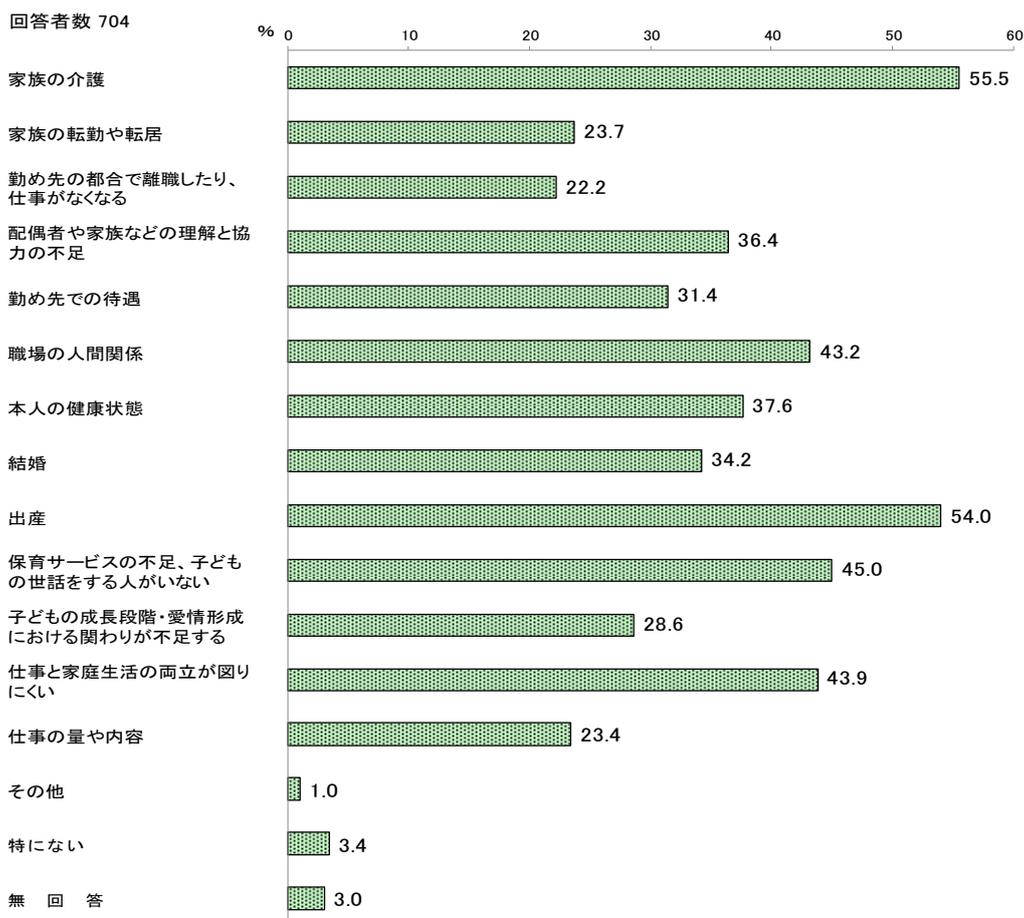
☆働く上で感じていることでは、②生活の向上につながっていると思う人は73.2%、①喜びや楽しみを感じている人は59.1%となっています。



☆女性が仕事を続けていく上での不安や影響が大きいものは、「家族の介護」が55.5%、「出産」が54.0%、「保育サービスの不足、子どもの世話をする人がいない」(45.0%)、「仕事と家庭生活の両立が図りにくい」(43.9%)、「職場の人間関係」(43.2%)等となっています。

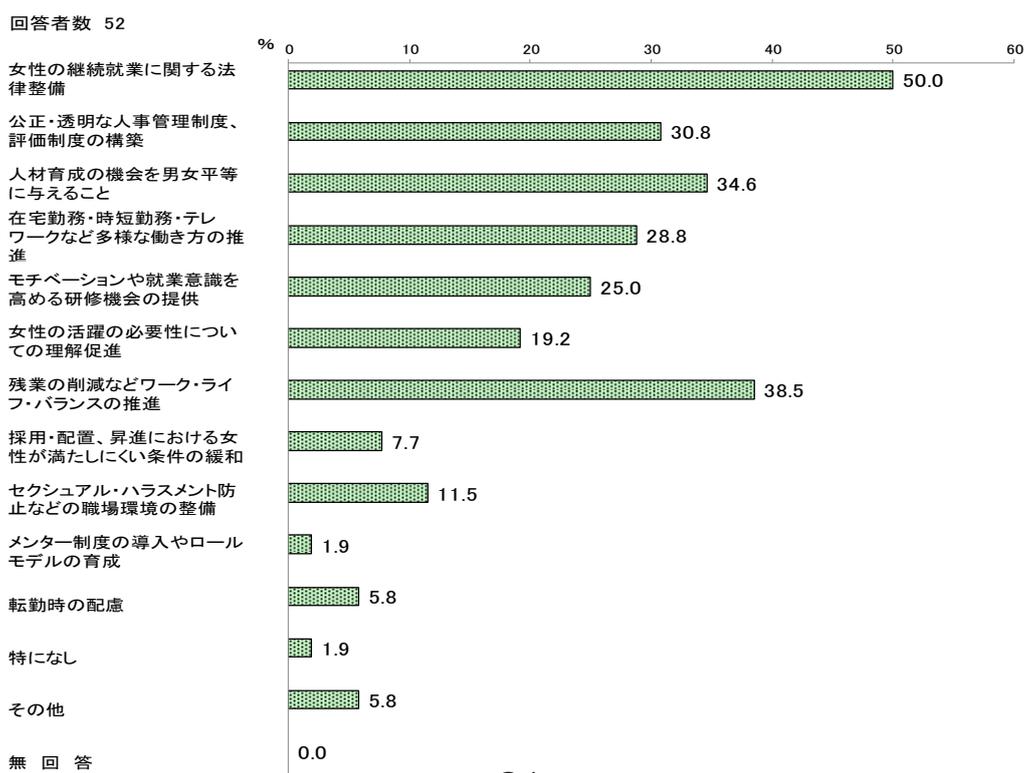
**ワークエンゲージメント**: 仕事に対してやりがいや誇りを感じ、熱心に取り組み、仕事から活力を得て充実した心理状態のこと。

女性が仕事を続ける上での不安・影響[%・複数回答]



◇女性の活躍を推進する上で必要なことは、「女性の継続就業に関する法律整備」が50.0%、「残業の削減などワーク・ライフ・バランスの推進」(38.5%)、「人材育成の機会を男女平等に与えること」(34.6%)、「公正・透明な人事管理制度、評価制度の構築」(30.8%)等となっています。

女性活躍推進に必要な取組[%・複数回答]



## 施策の方向

### ① 政策・方針決定過程からの女性活躍の促進

施策の方向	主な施策・取組	担当課
あらゆる機会を通じて、女性の登用等について事業所、労働組合、経営者団体等への啓発に努め、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)に関する情報の提供、女性リーダーの育成支援等を推進します。 男女平等をはじめ、ダイバーシティの状態が生産性の向上や経営の効率化にもつながることから、その重要性について経営者等の理解促進に努めます。	▶ 政策・方針の立案、決定過程からの男女共同参画に向けた啓発	人権推進課
	▶ 審議会等委員への女性委員の登用	全課
	▶ 事業所等において、女性の管理職への登用など参画拡大に向けたポジティブ・アクションに関する事例などの情報提供	商工観光課 人権推進課

### ② 女性の人材育成支援

施策の方向	主な施策・取組	担当課
職業生活に必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に努めます。再就職に必要な職業訓練等を周知します。 事業所の規模等に応じ、女性の能力発揮のための研修等、職域拡大、職業能力の向上に必要な情報提供、相談、研修等を受けられる機会の拡充を図ります。	▶ 市職員の性別にとられない募集及び採用・配置の実施	人事課
	▶ 県が主催する女性就業応援イベントの共同開催 ▶ 高梁川流域連携中枢都市圏事業による、働き方改革セミナーや就職応援サポートセミナー等の広報及び参加の促進	商工観光課

**ポジティブ・アクション(積極的改善措置)**: 社会のあらゆる分野の活動において、固定的性別役割分担意識から生じる男女間の格差を解消するため、一定の範囲において、男女のいずれか一方に特別の機会を提供し、機会均等を実施する取組。

## 基本施策5 働く場での男女共同参画の推進と働きやすい職場環境の向上

### 現状・課題

誰もがワーク・ライフ・バランスを実現し、いきいきと暮らすためには、家事、育児、介護等に男女が共に取り組むことが必要です。育児・介護休業法等各種の制度が充実してきており、ワーク・ライフ・バランスの実現はウェルビーイングの向上のために極めて重要です。

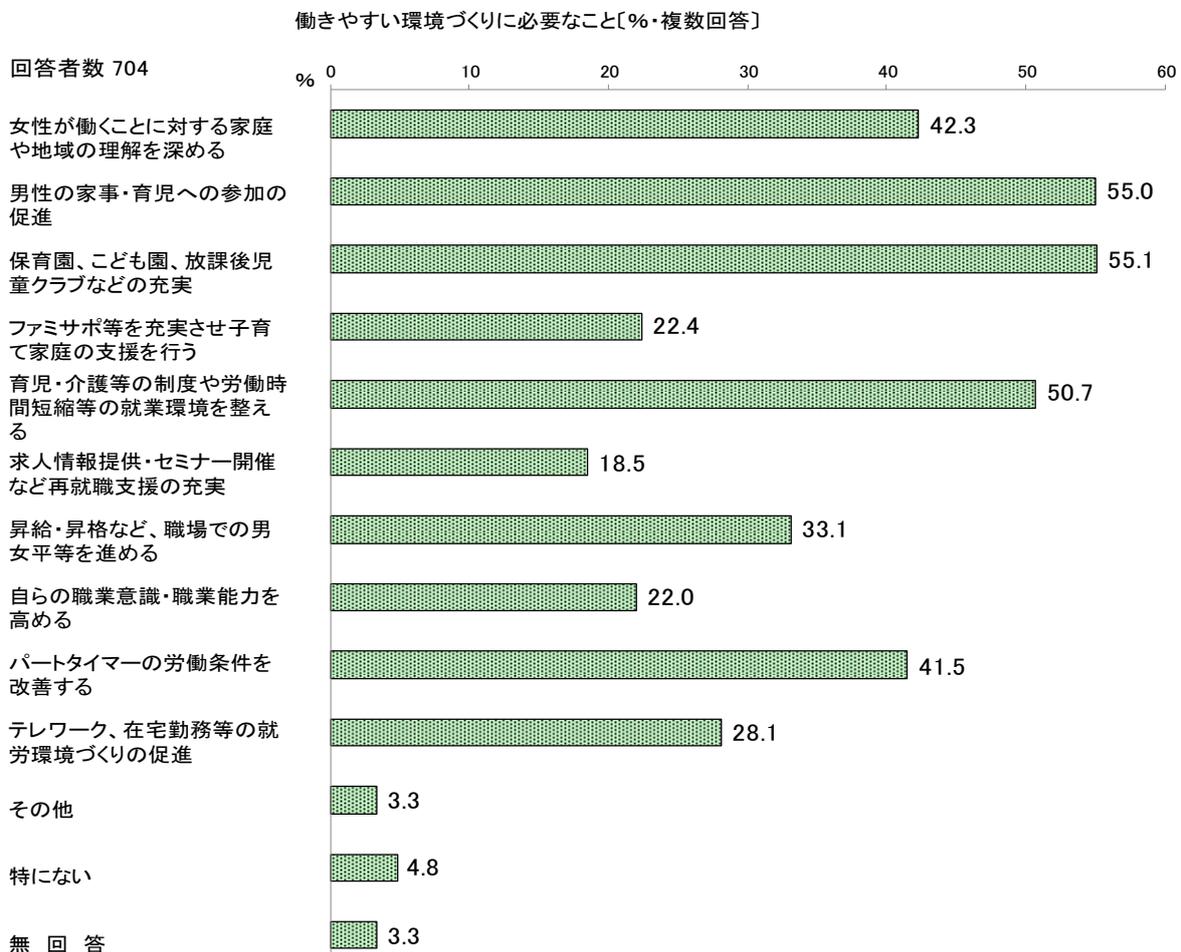
そのため、固定的性別役割分担意識により結婚、出産、育児、介護等ライフステージにおいて、女性の負担が大きい状況の改善に継続して取り組む必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、新しい生活様式や働き方の変化もみられ、働きやすい職場環境の向上においても様々な対応が求められています。

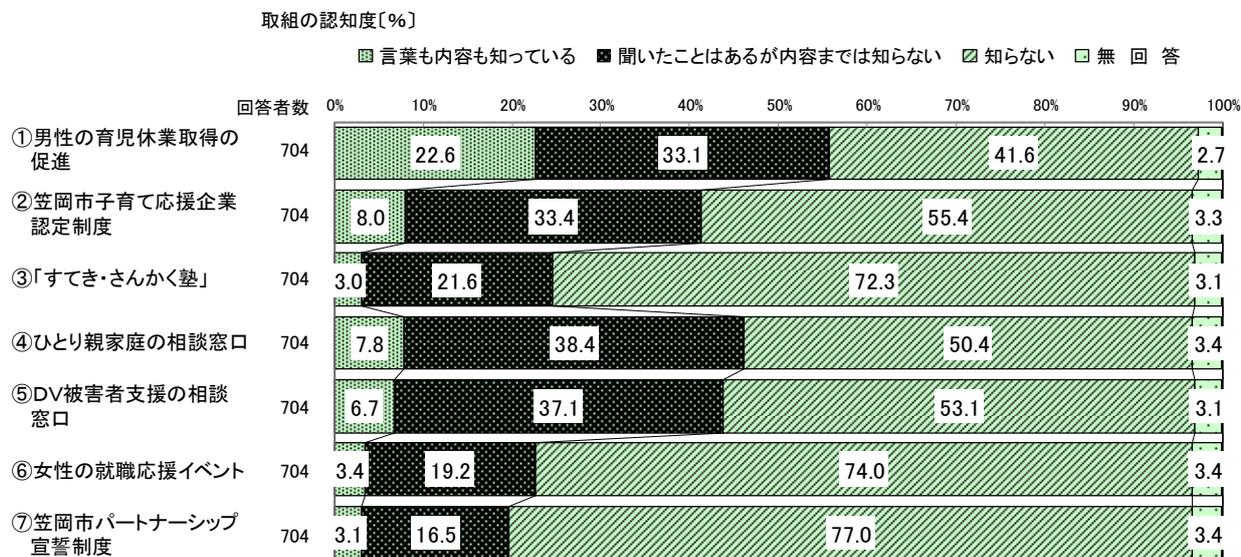
事業所においては、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が、常時雇用する労働者が101人以上の事業所に義務化されていることから、制度の理解促進と職場における男女共同参画や働き方改革を促進していく必要があります。

### 市民意識調査等

◇男女にとって働きやすい環境づくりには、「保育園、こども園、放課後児童クラブなどの充実」が55.1%、「男性の家事・育児への参加の促進」が55.0%、「育児・介護等の制度や労働時間短縮等の就業環境を整える」が50.7%等、回答率の高い項目が多くみられます。



☆国・岡山県・笠岡市で実施している男女共同参画・女性活躍推進の取組で「言葉も内容も知っている」ものは、①男性の育児休業取得の促進が22.6%で、その他の項目は「知らない」が半数を超えています。



## 施策の方向

### ① 雇用機会均等の促進

施策の方向	主な施策・取組	担当課
男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法等労働に関する法制度の情報や性別による不当差別の禁止、賃金格差・昇進格差の是正等について、市内事業所に周知を図るとともに、きめ細かな職業相談・職業紹介等を促進し、雇用機会の均等を確保します。	▶ 笠岡市企業等人権問題連絡協議会等をはじめ市内の事業所への情報提供、関連資料、チラシ・ポスターの配付による理解の促進	商工観光課

### ② 働きやすい職場環境の整備促進

施策の方向	主な施策・取組	担当課
ワーク・ライフ・バランスに配慮し、労働時間の短縮に向けた週40時間労働制の遵守、年次有給休暇、育児・介護休暇等の取得、短時間勤務等多様な働き方を促進します。 職場での各種ハラスメントの防止対策と相談体制の確保について、事業所への啓発等を行います。 働きやすく、また、働き続けられる職場づくりに向け、研修の実施等心身の健康支援を促進します。	▶ 市ホームページやかさおか夢ワーク等による育児・介護に関する法令等の情報提供 ▶ 笠岡市企業等人権問題連絡協議会等でのハラスメント防止に関する研修会の開催	商工観光課 人権推進課

**ハラスメント**: 相手の意に反する行為によって相手を不快にさせたり、人間としての尊厳を傷つけたりする行為のこと。  
職場において優越的な関係を背景とした言動等によるパワー・ハラスメント、相手の意に反した性的な性質の言動等のセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児等を理由とする解雇・雇い止め・降格などの不利益なマタニティ・ハラスメント等、様々なハラスメントがある。

## 基本施策6 ワーク・ライフ・バランスの推進

### 現状・課題

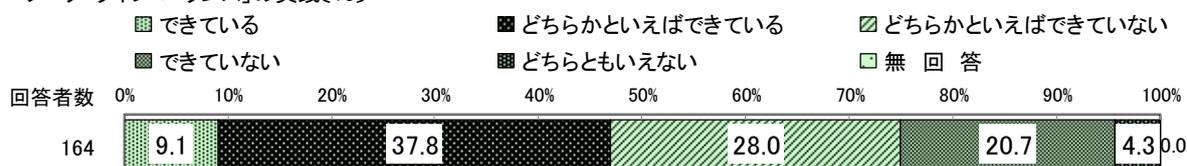
ライフスタイルが多様化する中で、誰もが個性と能力を發揮して自分らしく生きていくためには、仕事と家事や育児、介護などの家庭生活や、ボランティア活動など様々な地域活動が両立できる社会の実現が求められています。

そのため、事業者が個人の価値観の多様化を認識するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、長時間労働の是正や職域拡大の推進、さらに、男性の育児・介護休暇の取得を促進するなど、職場において多様な働き方が選択できる体制の構築が求められています。そして、男女が共に子育てや介護等と仕事が両立できる環境を整備し、ライフスタイルに応じた働き方が実践できることで、ワークエンゲージメントやウェルビーイングが高い社会を実現することが極めて重要です。

### 市民意識調査等

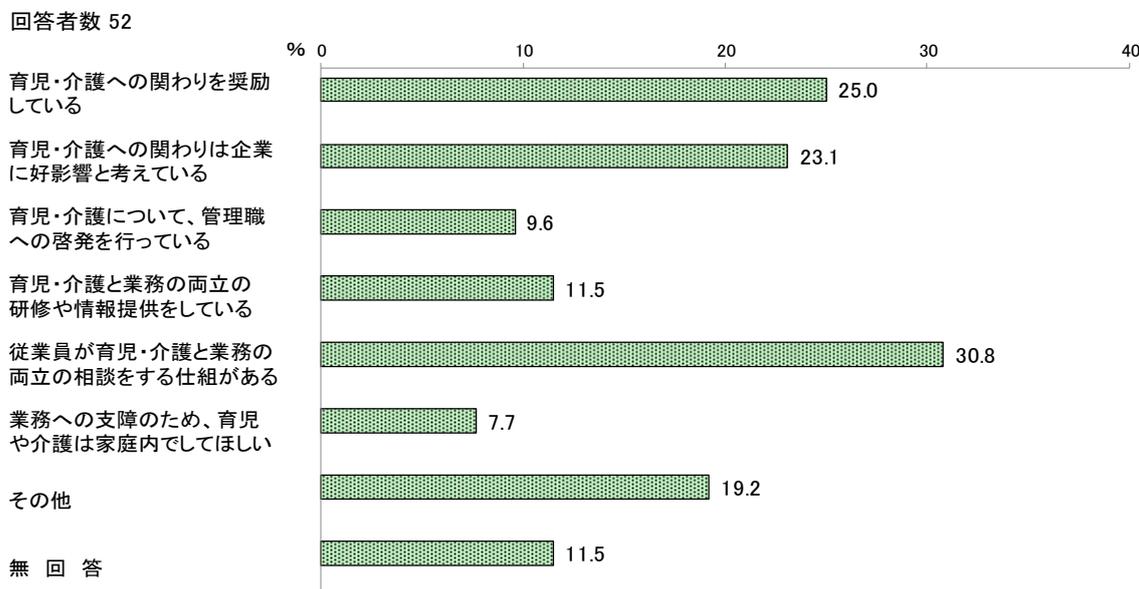
◇ 「ワーク・ライフ・バランス」の実践について、「どちらかといえばできている」が37.8%と多く、『できている（「どちらかといえばできている」と「できている」の計）』は46.9%ですが、『できていない（「どちらかといえばできていない」と「できていない」の計）』の方が48.7%となっています。

「ワーク・ライフ・バランス」の実践【%】

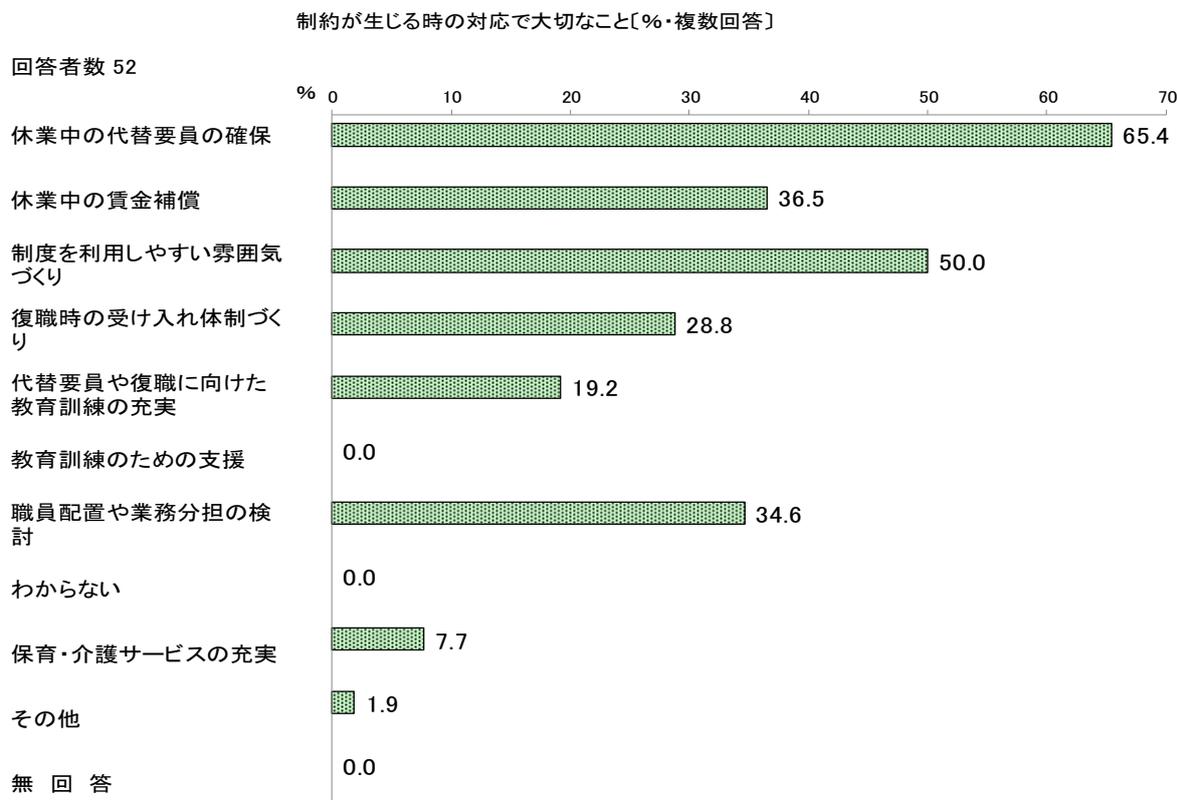


◇ 事業所で男性職員の育児や介護について「従業員が育児・介護と業務の両立の相談をする仕組みがある」が30.8%、「育児・介護への関わりを奨励している」(25.0%)、「育児・介護への関わりは企業に好影響と考えている」(23.1%)等となっています。

男性職員の育児や介護の関わり【%・複数回答】



◇ 育児や介護のための休業取得や労働時間に制約が生じる場合等に対応していくためには、「休業中の代替要員の確保」が65.4%と多く、次いで「制度を利用しやすい雰囲気づくり」(50.0%)、「休業中の賃金保障」(36.5%)となっています。



## 施策の方向

### ① ワーク・ライフ・バランスの理解推進

施策の方向	主な施策・取組	担当課
仕事と子育て・介護が両立できる様々な制度を活用し、多様でかつ柔軟な働き方を選択できるように、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する様々な取組について啓発し、市内事業所における取組を促進します。 男女にとってのワーク・ライフ・バランスや、年代による仕事と家庭生活の変化を踏まえた啓発、仕事と子育て・介護の両立支援と家庭・地域生活との両立、働き方改革についての啓発に努めます。	▶ 多様な働き方が実践できる体制構築に向けたワーク・ライフ・バランスの研修会の開催	人権推進課
	▶ 短時間勤務制度やフレックスタイム制度、テレワーク等に関する情報提供及び多様で柔軟な働き方の啓発	商工観光課 人権推進課
	▶ 子ども・子育て支援事業計画の実施による仕事と子育て・家庭生活の両立支援の推進 ▶ 笠岡市子育て応援企業の認定・優良な取組事例の発信	子育て支援課 こども育成課

## ② 仕事と子育て・介護の両立への支援

施策の方向	主な施策・取組	担当課
<p>保育サービス、介護サービスなど、各種福祉サービスの充実を図り、仕事と子育て・介護の両立を支援するとともに、子育てや介護による離職や就業中断の軽減を目指します。</p> <p>育児休業・介護休業制度、短時間就業等について周知を図り、利用しやすい環境づくりを支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 多様化する保育ニーズに対応した保育サービス提供体制の充実</li> <li>▶ ファミリーサポートセンターへの登録及び利用の促進</li> </ul>	<p>子育て支援課</p> <p>こども育成課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 育児・介護休業制度、短時間勤務等に関する事業所等への啓発及び雇用に関する情報提供</li> </ul>	<p>商工観光課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 認知症施策や在宅医療、生活支援などの介護支援環境の充実</li> </ul>	<p>地域包括ケア推進室</p> <p>長寿支援課</p>

## ③ 男性の意識変革と家庭生活や地域活動への参画の促進

施策の方向	主な施策・取組	担当課
<p>男性に偏りがちな長時間勤務の状況や仕事優先の生活から働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの向上を図ります。ワーク・ライフ・バランスに関する取組事例を市内事業所へ周知するとともに、家庭生活・地域活動への参加を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ イクボス宣言、えるぼし認定制度や市内事業所の取組等の情報提供</li> </ul>	<p>商工観光課</p> <p>人権推進課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 男性のワーク・ライフ・バランスについての啓発、男女の地域活動等への参加促進</li> </ul>	<p>人権推進課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 妊娠期からの男性の育児への積極的参画の促進</li> </ul>	<p>子育て支援課</p>



**イクボス**: 職場で共に働く部下・スタッフが育児と仕事を両立できるよう配慮し、業務を滞りなく進めるための工夫をしつつ、自らも仕事と生活を充実させている上司(経営者・管理職)のこと。

**えるぼし認定**: 女性活躍推進法に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する制度。

# 基本目標Ⅲ あらゆる暴力を根絶し、誰もが安心して暮らせる社会 (第3次笠岡市DV防止基本計画)

## 基本施策7 男女間のDV防止及び被害者支援の推進

### 現状・課題

全ての暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、当事者の性別や間柄を問わず決して許されるものではありません。そして、男女間の暴力はDV（配偶者等からの暴力）、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、デートDV等様々で、周囲の人が問題に対して無理解であると被害者が訴えにくい状況もあり、問題が表面化しにくい面があります。

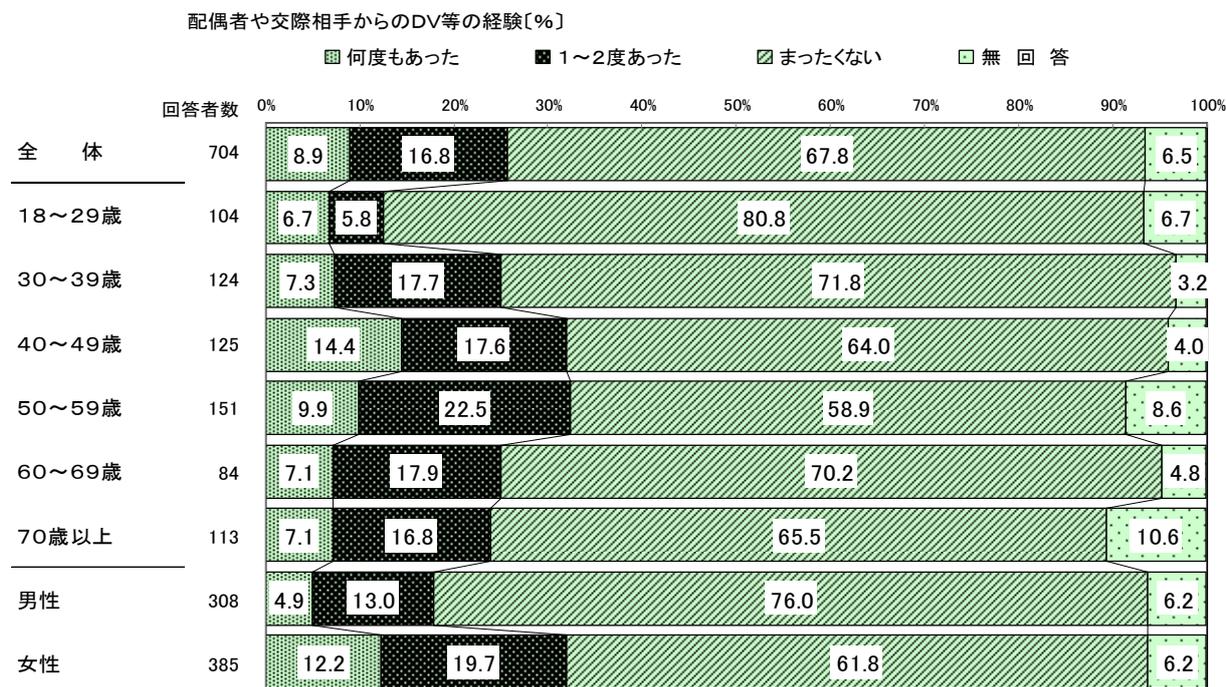
DVに関しては女性からの相談が多く、背景に性別に関わる固定的な意識、社会的地位や経済力の格差の存在があると考えられます。男性で被害を受けている人もいますが、実際に相談するケースが少なく、支援につながりにくい面があります。

また、若い世代において、交際相手等からの暴力（デートDV、ストーカー）、若年層の女性に対する性的な暴力も問題となっています。このような中、広報や啓発、相談窓口の周知等、被害者のニーズに応じた支援体制が求められています。

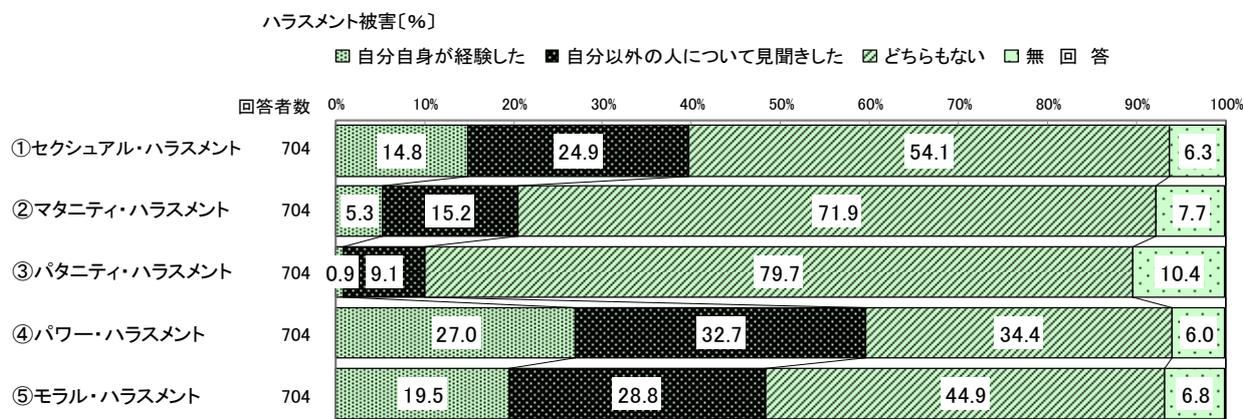
働く場でのセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントといった課題も顕在化しており、ハラスメントの防止対策、相談体制の強化、被害者支援等の実情に応じた対策を実施していく必要があります。

### 市民意識調査等

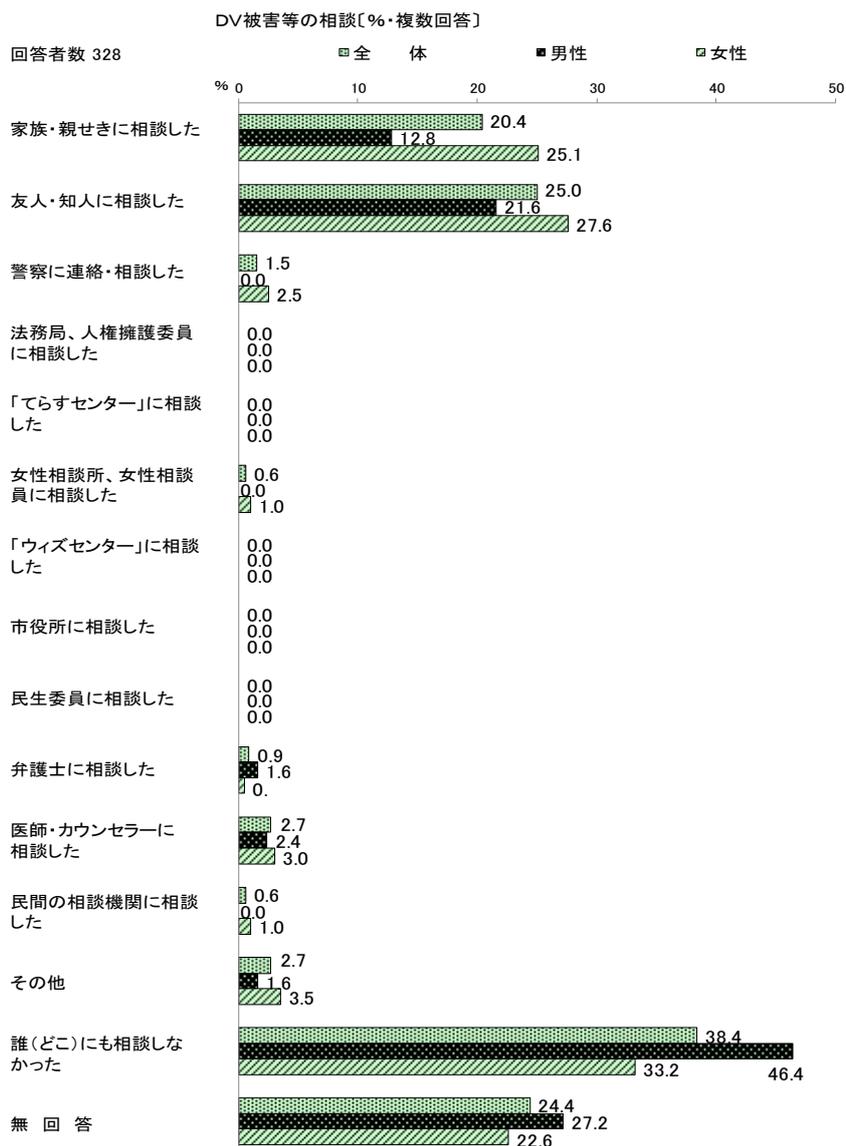
◇これまでに恋人や配偶者（事実婚や別居中、離婚後を含む）から、身体的・精神的・性的・経済的暴力を受けたことが『あった（「1～2度あった」と「何度もあった」の計）』は25.7%です。



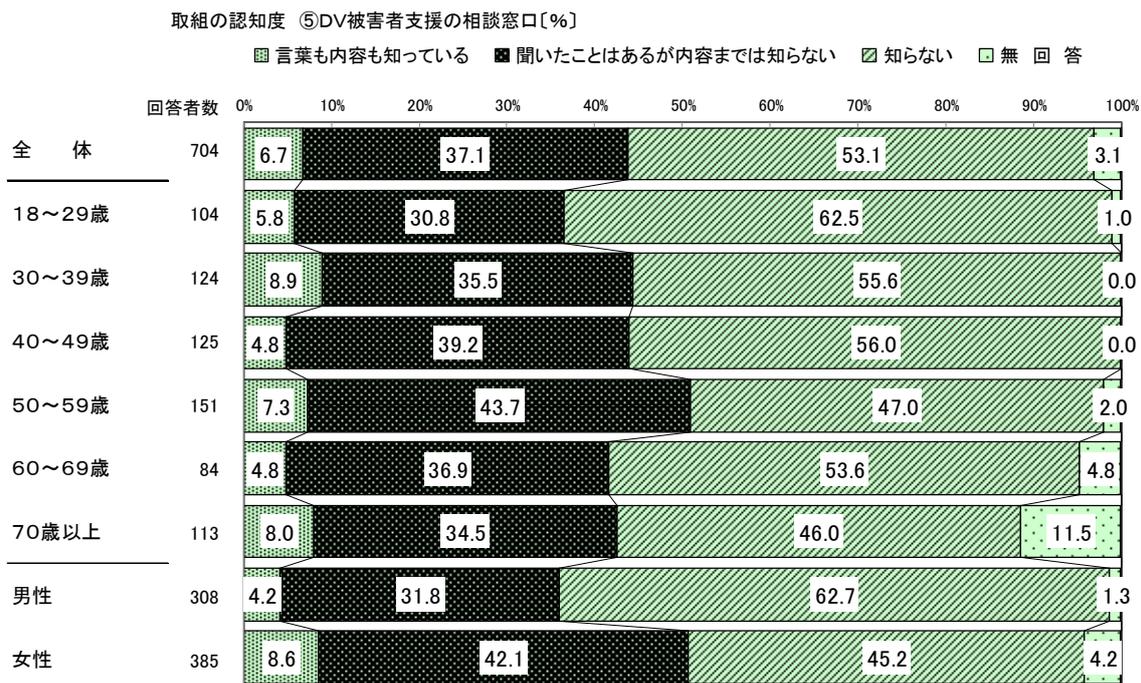
☆ハラスメントに関し「自分自身が経験した」は④パワー・ハラスメントで27.0%、⑤モラル・ハラスメントで19.5%、「自分以外の人について見聞きした」は④パワー・ハラスメントで32.7%、⑤モラル・ハラスメントで28.8%、①セクシュアル・ハラスメントで24.9%です。



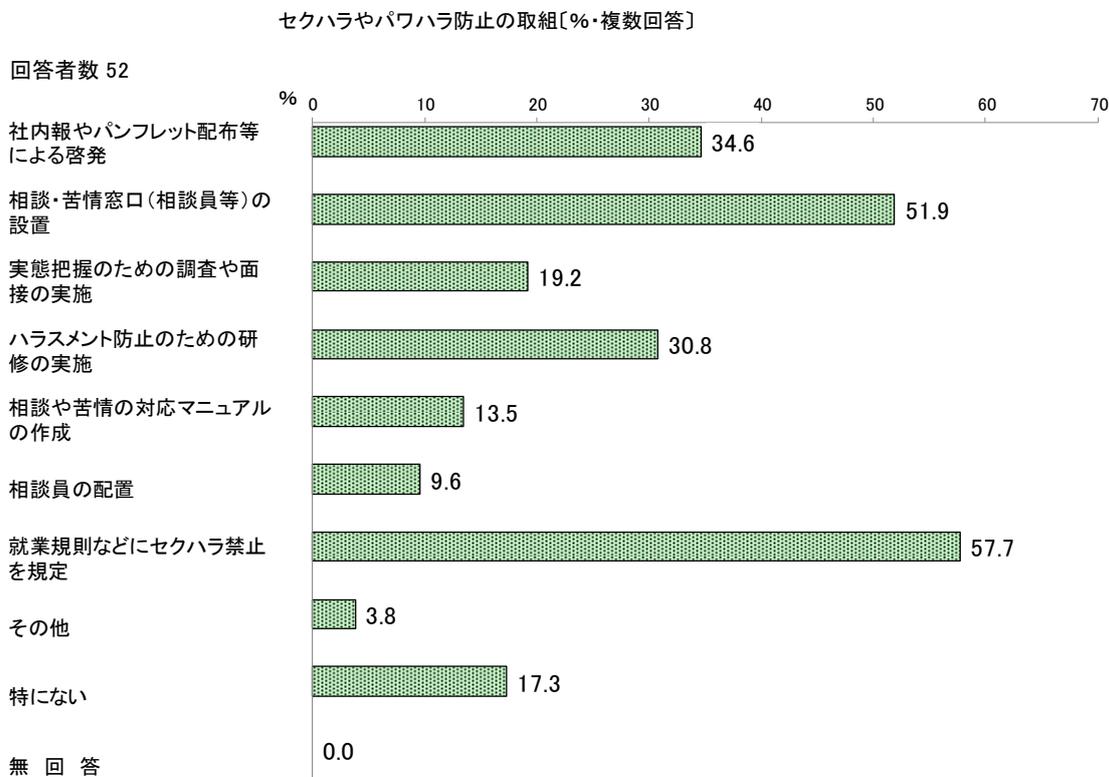
☆恋人や配偶者（事実婚や別居中、離婚後を含む）等から、身体的・精神的・性的・経済的暴力を受けた行為について誰かに打ち明けたり、相談したかどうかについて、「誰（どこ）にも相談しなかった」が38.4%と多く、「友人・知人に相談した」が25.0%、「家族・親せきに相談した」が20.4%となっています。



◇DV被害者を支援するための相談窓口を「知らない」が53.1%と多くなっています。



◇事業所でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止するために、行っている取組は、「就業規則などにセクハラ禁止を規定」が57.7%、「相談・苦情窓口（相談員等）の設置」が51.9%と多くなっています。



## 施策の方向

### ① 様々な暴力・ハラスメントの根絶に向けた教育・啓発の推進

施策の方向	主な施策・取組	担当課
<p>様々な暴力・ハラスメントを防止し、あらゆる暴力を許さない社会づくりに向けた啓発を推進します。</p> <p>高校生等若年層への啓発を重視し、女性の人権尊重やデートDV防止の学習機会を提供し、被害を未然に防ぐ取組を推進します。</p> <p>職場において、性暴力等全てのハラスメントを防止するため、事業者や社員に向けた啓発を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 男女間の暴力根絶に向けた啓発</li> <li>▶ DV・デートDVに関して認識を深める啓発</li> <li>▶ 市内高等学校でのデートDVセミナーの開催</li> <li>▶ 職場での性暴力等各種ハラスメント防止の啓発</li> </ul>	人権推進課

### ② 相談・支援体制と被害者の自立に向けた支援の充実

施策の方向	主な施策・取組	担当課
<p>DVに関する相談窓口の周知を図ります。</p> <p>被害者に寄り添った相談・支援体制を構築するため、関係機関とのネットワークの強化を図ります。</p> <p>児童や高齢者、障がいのある人への様々な暴力・虐待防止のため、問題を早期に発見・対応する体制の強化を図り、適切な保護・支援に努めます。</p>	▶ 公共の女性トイレへの啓発カードの配置、DV等相談窓口の周知	人権推進課
	▶ 女性相談所、県ウイズセンター、警察、NPO法人等関係機関との連携による相談・支援の強化	
	▶ 適切な保護施設の確保等被害者の緊急一時保護と自立支援体制の確立	子育て支援課
	▶ 児童虐待防止の相談支援体制の確立・強化	長寿支援課
	▶ 高齢者虐待防止の相談支援体制の確立・強化	地域福祉課
	▶ 障がい者虐待防止の相談支援体制の確立・強化	

# 基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、心豊かで幸せを実感できる社会

## 基本施策8 生涯を通じた健康づくりの推進

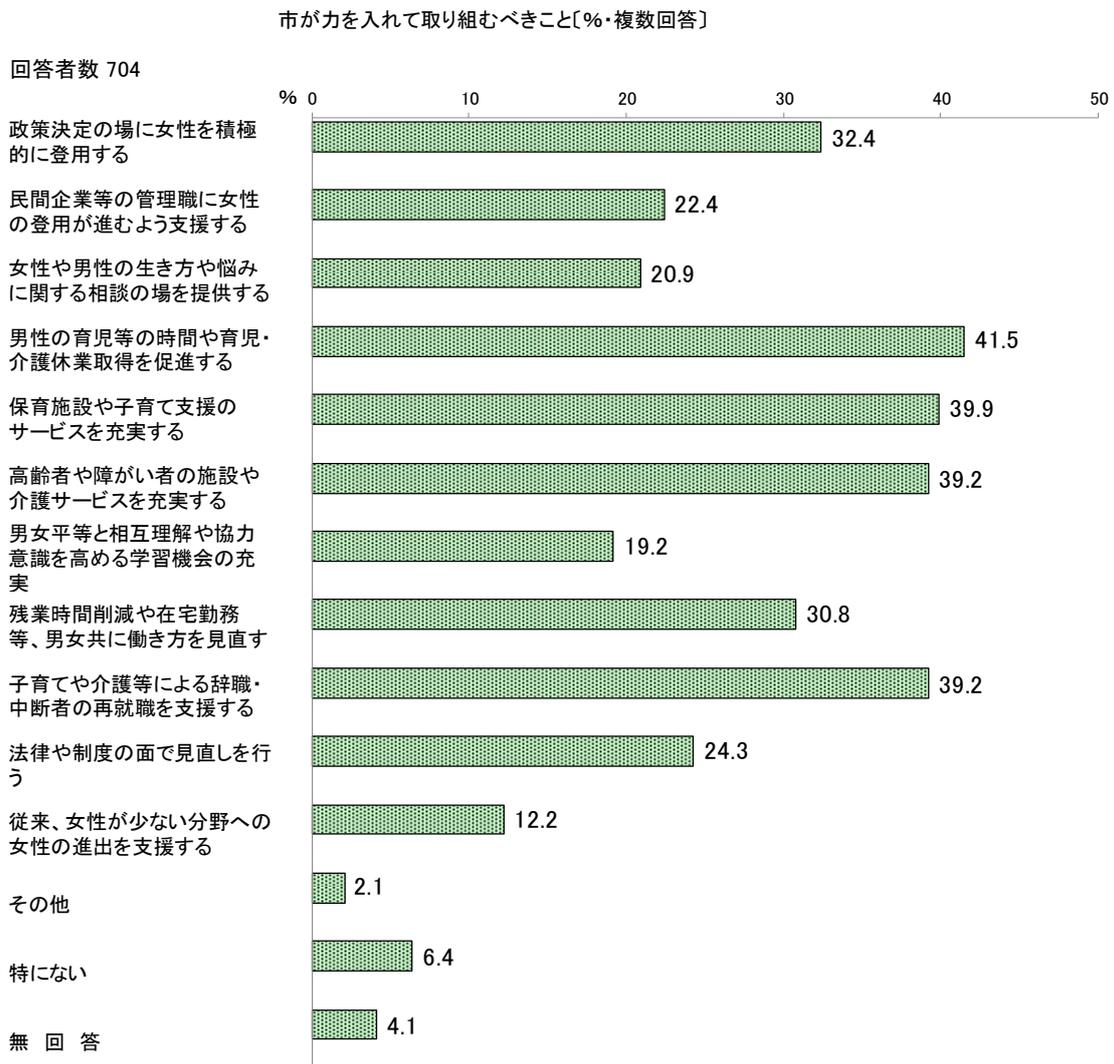
### 現状・課題

誰もが安心して暮らすために、生涯を通じた健康づくりはウェルビーイングの重要な要素の一つです。男女が生涯を通じて健康で過ごすため、身体的性差とその違いや特性を十分認識し、相手への思いやりをもって生きていくことが重要です。

このため、心身の健康について正確な知識・情報を得て、ライフステージに応じて自らが健康づくりに取り組めるように支援していくことが必要です。また、女性特有の健康問題に留意し、安心して安全に子どもを産み育てることができるよう寄り添い型の支援体制の強化が必要となっています。

### 市民意識調査等

◇男女共同参画社会の実現に力を入れていくべきだと思うことは、「男性の育児等の時間や育児・介護休業取得を促進する」が41.5%、「保育施設や子育て支援のサービスを充実する」が39.9%、「高齢者や障がい者の施設や介護サービスを充実する」と「子育てや介護等による辞職・中断者の再就職を支援する」がともに39.2%等となっています。



## 施策の方向

### ① 生涯を通じた健康支援の推進

施策の方向	主な施策・取組	担当課
それぞれの年代に応じた健康づくりを支援するため、健康教育や保健指導などの充実に努めます。 女性特有の健康問題に応じた情報提供など、生涯を通じた女性の健康支援を推進し、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する内容を取り入れた健康相談や保健指導等に努めます。	▶ 生活習慣病予防や重症化予防のための各種健診など、保健事業の推進と各種健康づくりの支援	健康推進課
	▶ 高校生を対象にした妊孕性(妊娠・出産)の知識などの講演会の開催	子育て支援課
	▶ 学校保健年間計画に基づく児童生徒の発達段階に応じた性に関する教育の実施	学校教育課

### ② 妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援の推進

施策の方向	主な施策・取組	担当課
子育ての孤立化や不安の解消を図るため、地域子育て支援センターや子育て世代包括支援センター「ほっと★はぐ」を中心に、出産から子育て期まで切れ目ない相談支援機能の強化を図ります。 子育て関連情報の提供などにより、子育てしやすい環境づくりを推進します。	▶ 子育て世代包括支援センター「ほっと★はぐ」を中心にした相談支援 ▶ 笠岡市子育て応援アプリを活用した情報提供、オンライン相談の実施	子育て支援課 こども育成課



**リプロダクティブ・ヘルス**: 性と生殖に関する健康のことで、性や妊娠・出産など生殖に関わる全てにおいて単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。

**リプロダクティブ・ライツ**: 子どもを産む・産まない、また、いつ・何人産むかなど、生殖に関し自分で自由に決めことができ、それに関する必要な情報やサービスを得ることができる権利のこと。

## 基本施策9 多様性の理解促進と暮らしやすさへの支援

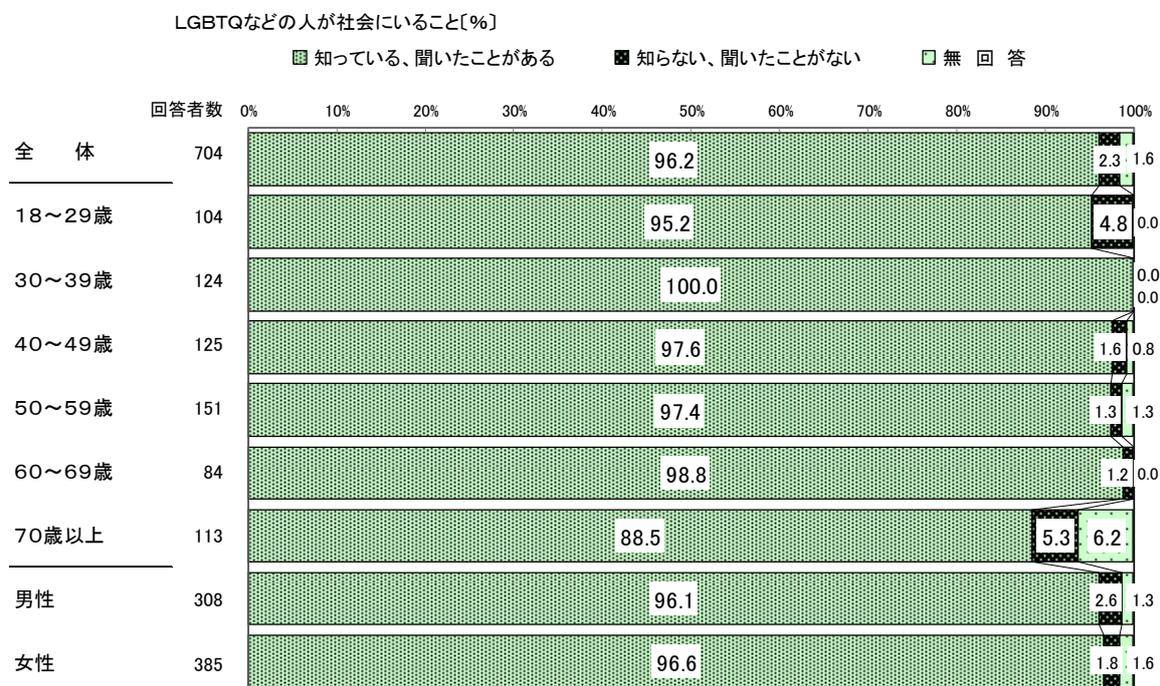
### 現状・課題

少子高齢化・核家族化の進展と社会経済状況の変化が著しい中で、生活困窮や8050問題、子どもの貧困、ヤングケアラー、ひきこもり、虐待・DVの問題など社会課題が顕在化しています。また、外国人・性的マイノリティなど少数であることで生活しづらい状態にあることも大きな問題となっており、個人や家庭が抱える課題が多様化・複雑化しています。

課題解決に向けては、地域に様々な課題を抱える人が生活していることを認識するとともに、その困り感や生きづらさを理解し、共生社会を実現するために早期に解決すべき社会課題としてとらえることが必要です。そして、関係機関と連携し、市民一人ひとりが解決に向けた取組を実践するなど地域で支えることが求められています。この取組は、誰にとっても住みよいまちづくりを進めることになり、共生社会の実現につながります。

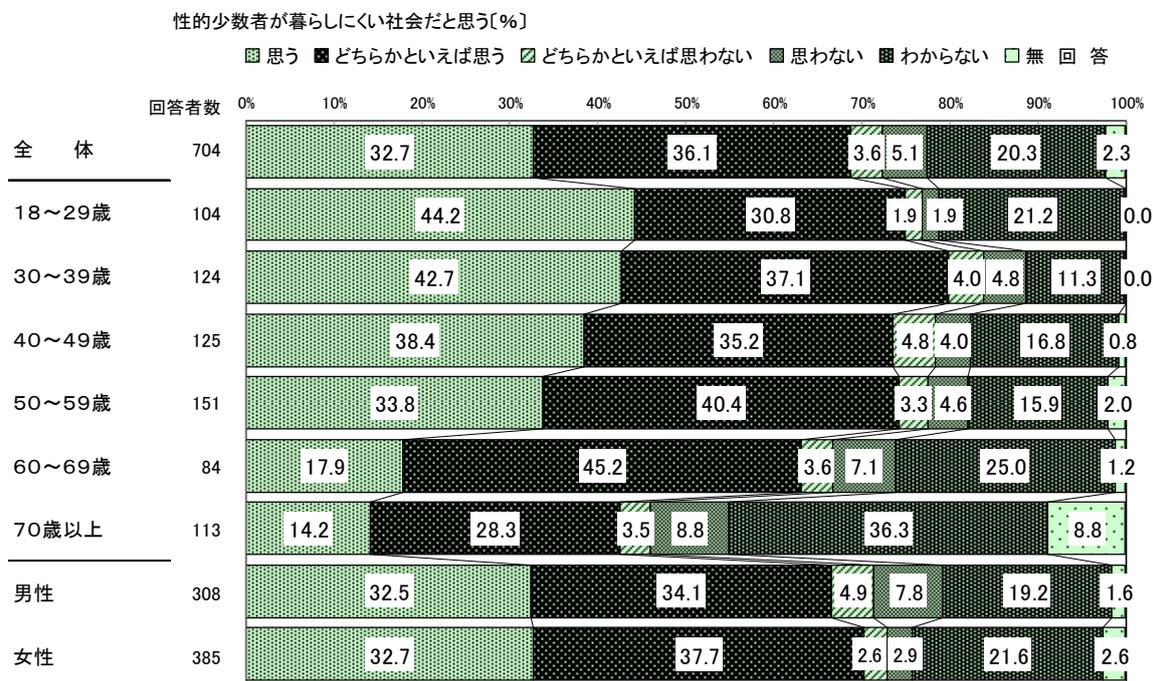
### 市民意識調査等

☆レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーなど、性的少数者といわれる人が社会にいることを「知っている、聞いたことがある」が96.2%と多く、「知らない、聞いたことがない」は2.3%となっています。

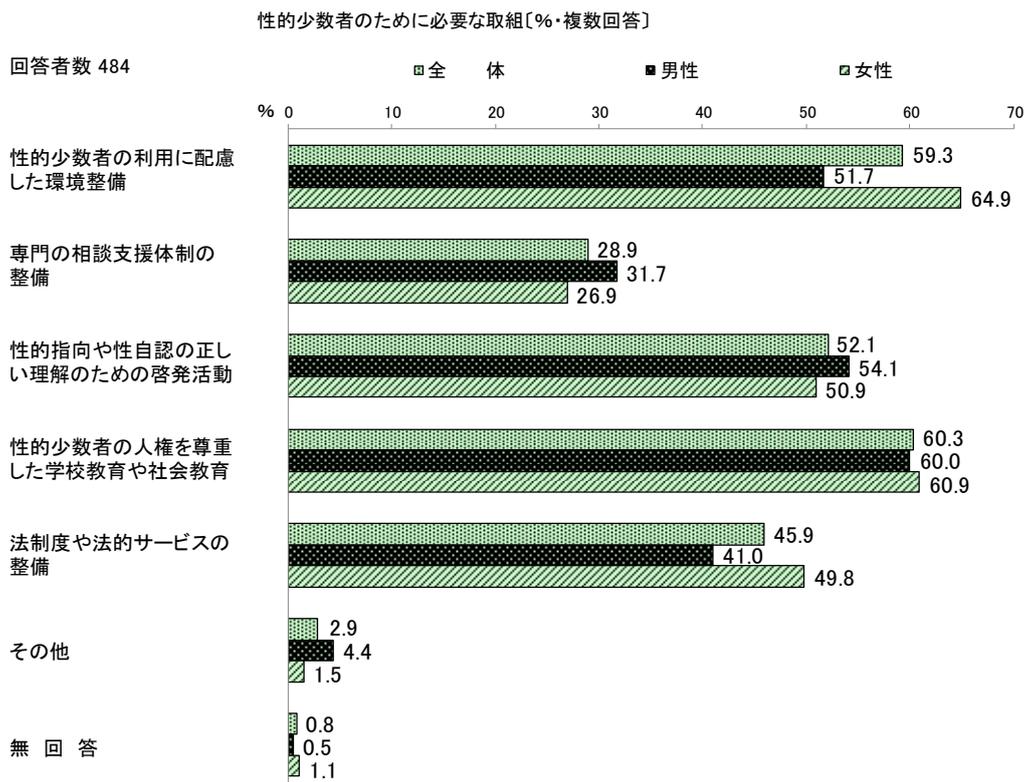


**8050問題**: 一般的に80代の親とひきこもりの50代の子どもがいる家庭が生活困窮に陥ったり、社会的に孤立する問題。

◇性的指向や性自認が少数者である性的少数者（LGBTQ等）の方が、市民の理解不足や偏見等で暮らしにくい社会だと『思う（「どちらかといえば思う」と「思う」の計）』は68.8%と多く、『思わない（「どちらかといえば思わない」と「思わない」の計）』は8.7%、「わからない」が20.3%となっています。



◇性的少数者の方が暮らしやすい社会にするために必要な取組は、「性的少数者の人権を尊重した学校教育や社会教育」が60.3%、「性的少数者の利用に配慮した環境整備」が59.3%と多く、「性的指向や性自認の正しい理解のための啓発活動」（52.1%）、「法制度や法的サービスの整備」（45.9%）、「専門の相談支援体制の整備」（28.9%）が続いています。



## 施策の方向

### ① 多様性を認め合う地域づくり

施策の方向	主な施策・取組	担当課
<p>パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を広く市民に周知し、性的マイノリティについての理解を深め、当事者の方々が生きやすい社会の実現に努めます。性的マイノリティへの差別や偏見をなくすための啓発を行うとともに、性別等に関する悩みや問題を抱える人の相談体制を充実します。</p> <p>障がいのある人、外国人など多様な人々が生きやすい地域づくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の利用支援</li> <li>▶ 性的マイノリティに関する正しい理解を深めるための啓発と相談支援体制の充実</li> </ul>	人権推進課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 障がいへの正しい理解を深めるための各種講演会等の開催</li> </ul>	地域福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 笠岡国際交流協会との協働による各種講座等の実施及び友好握手都市等との交流の推進</li> </ul>	協働のまちづくり課

### 【宣誓書受領証明書】

<p>様式第2号の1 (第6条関係)</p>  <p style="text-align: right;">交付番号第 号 年 月 日</p> <p>パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書</p> <p>____ 様 _____ 様 ( 年 月 日生) ( 年 月 日生)</p> <p>住所 _____ 住所 _____ _____</p> <p>宣誓日 _____ 年 月 日</p>  <p>ここにお二人が、笠岡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証明します。</p> <p>お互いを人生のパートナーとして協力し支え合い、自分らしく輝き続け、ますます御活躍されることを祈念いたします。</p> <p style="text-align: right;">笠岡市長 印</p>	<p><b>注 意 事 項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この受領証明書は、笠岡市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従い、取扱ってください。 この受領証明書は、法律上の効力を有するものではありません。</li> <li>次の場合には、受領証明書と受領証明カードの変更手続きをしてください。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 子が追加されたとき。</li> <li>(2) 氏名が変更されたとき。</li> <li>(3) 市内で転居したとき。</li> <li>(4) その他宣誓書に記載した事項に変更があったとき。</li> </ol> </li> <li>次の場合には受領証明書と受領証明カードを返還してください。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 宣誓者の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップが解消されたとき。</li> <li>(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。</li> <li>(3) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。</li> </ol> </li> <li>受領証明書と受領証明カードを紛失、毀損、汚損した場合、その他の事情がある場合は、再交付を受けることができます。</li> </ol> <p><b>特 記 事 項</b> ※戸籍上の氏名、再交付日等 通称名を使用している場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>通 称 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>戸籍上の氏名</td> <td></td> </tr> </table> <p><b>受領証明書の提示を受けられた方へ</b></p> <p>笠岡市は、すべての市民の人権が尊重され、多様性を認め合いながら個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、本制度を実施しています。</p> <p>この受領証明書は、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓し、笠岡市がその宣誓書を受領したことを証明するものです。法律上の効力が生じるものではありませんが、受領証明書の提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(発行：市民生活部人権推進課)</p>	通 称 名		戸籍上の氏名	
通 称 名					
戸籍上の氏名					

**笠岡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度**：性的指向や性自認の多様性を尊重し、自分らしく生きることができ、社会を創造するため、一方又は双方が性的マイノリティの2人がパートナーシップの関係にあることを市長に宣誓し、市がその事実を証明する制度。また、2人の間にいる未成年の子が家族でありファミリーシップの関係にあることを宣誓し、市がその事実を証明する制度。

## ② 生活に困難を抱える人々への支援策の確立

施策の方向	主な施策・取組	担当課
<p>様々な事情による生活困窮、ひとり親家庭の自立、子どもの貧困、ヤングケアラーなど個人や家庭が抱える課題の解決に向けて、相談や居場所づくり等の支援体制を強化し、地域共生社会の実現を目指します。</p> <p>高齢や障がいなどで支援が必要な人には、生活支援のための相談支援と各種福祉サービスの利用を促進します。</p> <p>8050問題やひきこもりについての相談支援体制を強化します。</p> <p>外国人が地域社会で孤立することなく生活できるよう、関係機関や地域との連携を図りながら様々な支援を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 子ども家庭総合支援拠点での相談支援体制の充実</li> <li>▶ 子どもの食と居場所づくり、子どもの見守り宅食等支援事業</li> <li>▶ ひとり親家庭自立支援事業の推進</li> </ul>	<p>子育て支援課 こども育成課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 8050問題やダブルケア、ひきこもりなど、個人や世帯が抱える複雑化・複合化した生活上の課題に対応する包括的相談支援体制の充実</li> </ul>	<p>地域包括ケア推進室</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 高齢者の介護予防・生活支援サービス、家族介護支援と見守り活動等の推進</li> </ul>	<p>地域包括ケア推進室 長寿支援課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 障がい(児)福祉サービスや地域生活支援事業の推進</li> <li>▶ 笠岡市・里庄町相談支援センターでの相談支援体制の充実</li> </ul>	<p>地域福祉課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 笠岡市生活総合支援センターでの生活困窮相談・自立支援事業の推進</li> <li>▶ 生活保護受給者への就労支援</li> </ul>	<p>生活福祉課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ヤングケアラーなど子どもに関する様々な課題を抱える家族に対する相談支援体制の確立と各種福祉サービスの充実</li> </ul>	<p>子育て支援課 学校教育課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 在日外国人向け日本語講座などのコミュニケーション支援や在住外国人向けの情報提供、相談体制の充実</li> </ul>	<p>協働のまちづくり課</p>



**ダブルケア**: 晩婚化や高齢出産などにより、子育てと親や親族の介護を同時に担う状態のこと。ダブルケアは、女性への負担が大きく、新たな社会問題となっている。

## 基本施策 10 助け合い・支え合いの地域づくり

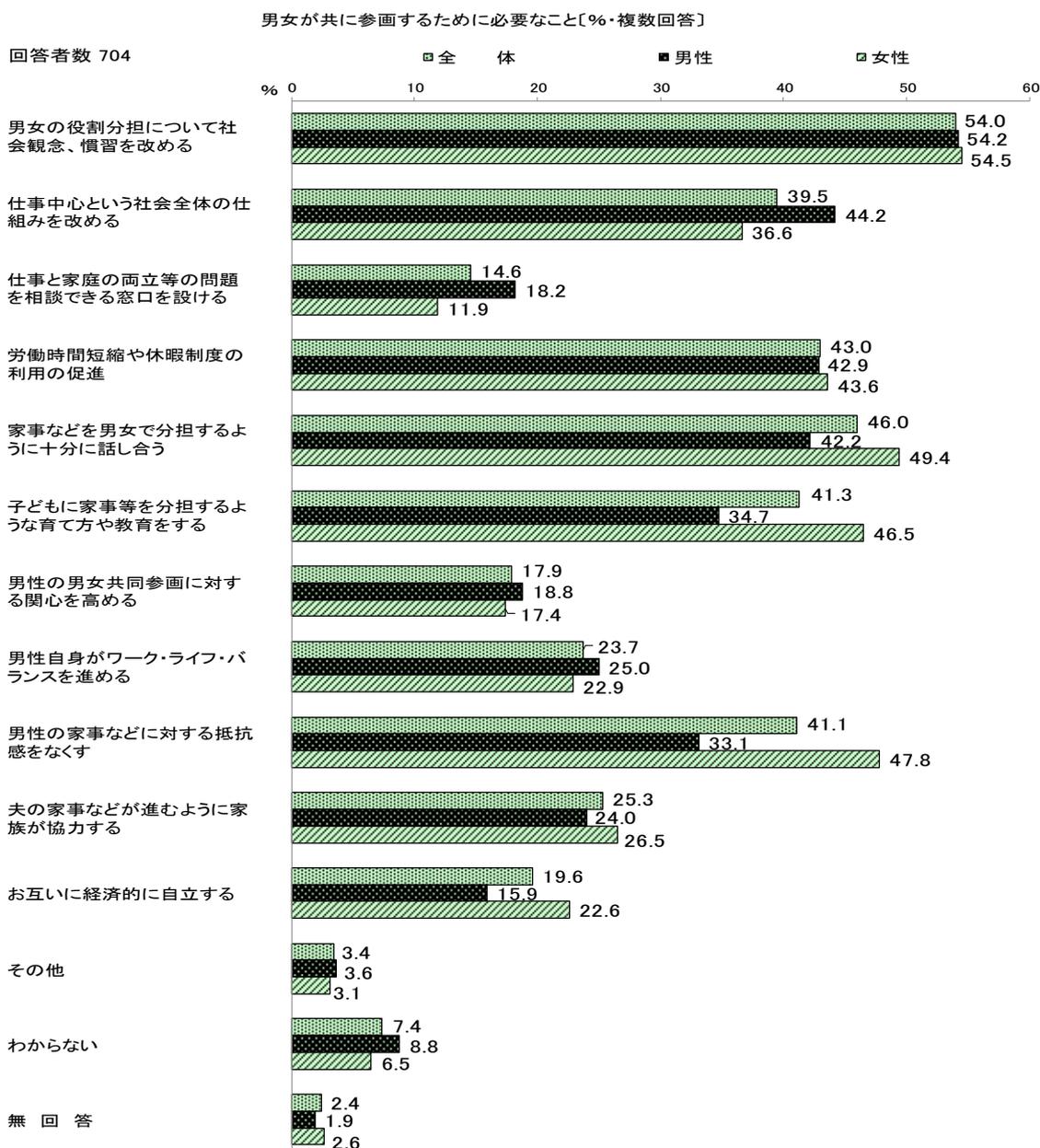
### 現状・課題

社会状況の変化が市民生活に影響を与える中、住みよい地域を創っていくためには地域の様々な課題を共有し、地域住民が主体となり課題の解決や生活環境の改善に向けた活動がとても重要です。

このため、市民が地域との関わりを再認識することで、地域の安全を守り、お互いを助け合い、支え合う社会の構築が求められています。

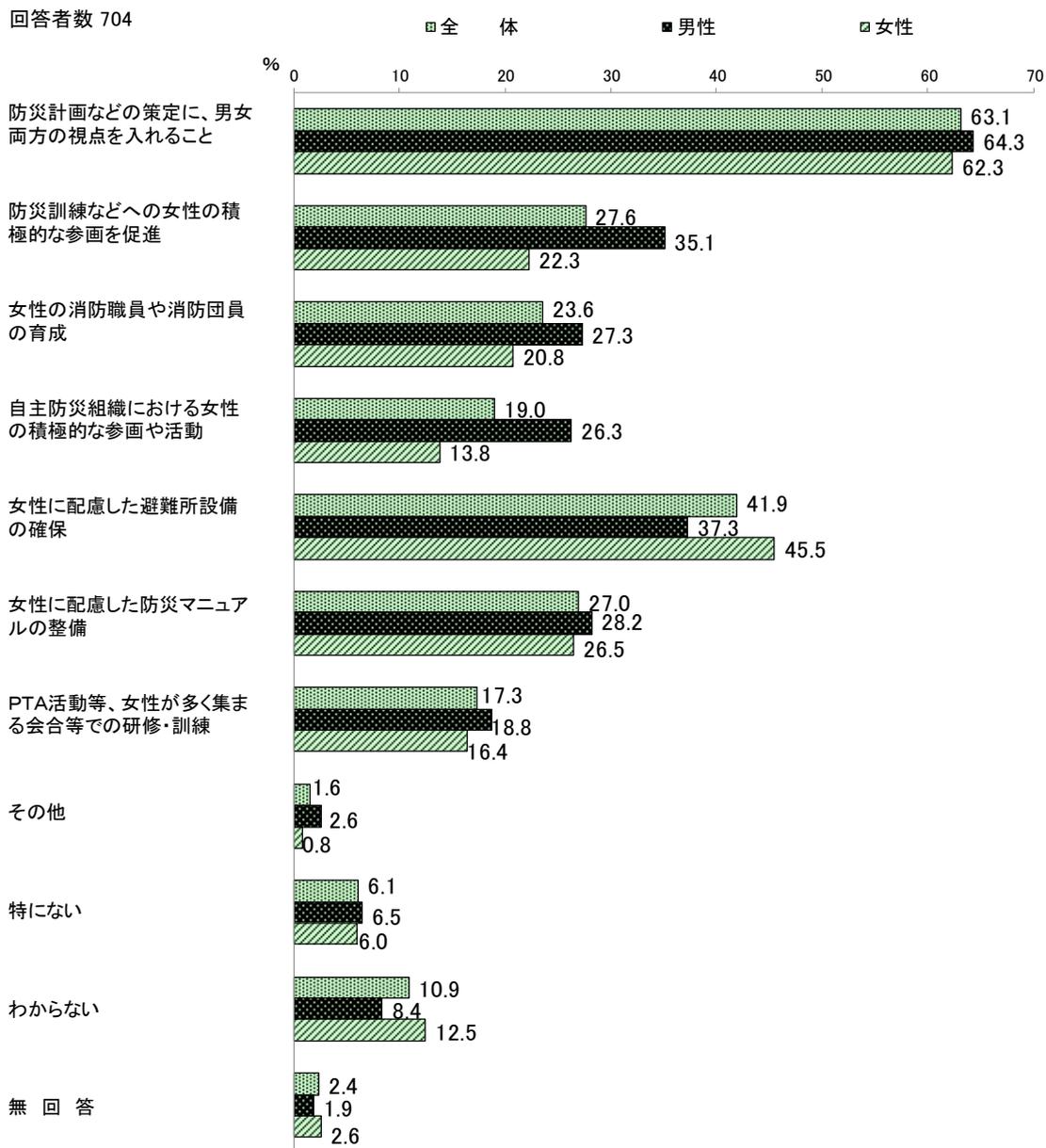
### 市民意識調査等

◇男女が共に家事、子育てや教育、介護、地域活動を行っていくために必要だと思うことは、「男女の役割分担について社会観念、慣習を改める」が54.0%と多く、「家事などを男女で分担するように十分に話し合う」(46.0%)、「労働時間短縮や休暇制度の利用の促進」(43.0%)、「子どもに家事等を分担するような育て方や教育をする」(41.3%)、「男性の家事などに対する抵抗感をなくす」(41.1%)と続いています。



☆防災（災害復興も含む）活動において男女共同参画を推進していくために必要だと思うことは、「防災計画などの策定に、男女両方の視点を入れること」が63.1%と多く、「女性に配慮した避難所設備の確保」（41.9%）、「防災訓練などへの女性の積極的な参画を促進」（27.6%）、「女性に配慮した防災マニュアルの整備」（27.0%）と続いています。

防災への男女共同参画に必要なこと[%・複数回答]



## 施策の方向

### ① 支え合い・助け合い活動の支援

施策の方向	主な施策・取組	担当課
<p>ボランティア活動や地域活動に参加しやすくするため、事業所における時間休暇等の休暇制度の普及を促進するとともに、ボランティアやNPO法人等多様な主体による協働のまちづくり活動を支援します。</p> <p>地域と事業所との連携や住民互助の支え合いを強化することで、社会的孤立を防ぎ、安心して暮らし続けられる地域づくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ボランティア活動、まちづくり活動などの担い手の育成と活動支援</li> <li>▶ 地域での互助・共助の活動の支援と市民参加の促進</li> </ul>	協働のまちづくり課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 生活支援サポーターによる家事支援及び付添支援の実施</li> </ul>	地域包括ケア推進室

### ② 防災・地域の安全における男女共同参画の推進

施策の方向	主な施策・取組	担当課
<p>防災に関して、女性の視点を取り入れた避難所の確保及び開設、避難所の運営等の対策を充実させるとともに、女性消防職員・女性消防団員の確保・育成を推進します。</p> <p>自主防災組織活動の支援と災害時に支援が必要な要援護者の避難支援対策を強化します。</p> <p>交通安全や消費生活等、地域の安全に向けた活動が男女共同参画の視点で推進されるように、各種団体活動等を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 女性の視点を取り入れた防災対策及び自主防災組織活動と災害時要支援者対策の推進</li> <li>▶ 女性消防職員の確保・育成と女性消防団員の加入促進</li> </ul>	危機管理課 消防総務課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 交通安全や消費生活、地域の安全安心に向けた各種団体の活動支援</li> </ul>	協働のまちづくり課

## 第4章 計画の推進

### 1. 指標

施策の進捗状況を定期的に把握して着実に推進していくため、指標を設定します。

基本 目標	項目	現状値 (令和4(2022)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
I	地域や職場で男女が対等に活躍できていると感じる人の割合	33.8%	40.0%
	学校など教育の場で男女が平等になっていると思う人の割合	62.5%	80.0%
	各地区のまちづくり協議会の役員に占める女性の割合	34.9% (令和2(2020)年)	44.0% (令和7(2025)年)
II	審議会等委員に占める女性の割合	42.4%	50.0%
	市内企業の管理職に占める女性の割合	14.9%	17.0%
	職場で男女が平等になっていると思う人の割合	34.7%	45.0%
	「ワーク・ライフ・バランス」を実践できていると思う人の割合	51.2%	60.0%
	子育て応援企業登録数(累計)	22 事業所	32 事業所
	安心して子どもを産み育てられると感じている人の割合	38.2%	50.0%
III	配偶者等から一度でも暴力を受けたことがある人の割合	9.8%	7.8%
	公的機関が実施するDV被害者支援の相談窓口を知っている人の割合	6.7%	10.0%
IV	笠岡市民の健康寿命	男性:79.6年 (平均寿命 80.7年) 女性:84.8年 (平均寿命 87.7年) (令和2(2020)年)	男性:79.8年 (平均寿命 81.3年) 女性:86.1年 (平均寿命 88.5年) (令和7(2025)年)
	「性的少数者の総称である『LGBTQ』について知っている」人の割合	81.0%	100.0%
	各地区自主防災組織(112 組織)のうち市が助成した防災士の女性が活躍している組織の割合(組織)	13.4% (15 組織)	26.0% (30 組織)

## 2. 推進体制

### ① 笠岡市男女共同参画推進委員会からの意見聴取

男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者、有識者等による、男女共同参画推進委員会を設置し、意見を聴きながら、より効果的な推進に努めます。

### ② 男女共同参画推進についての職員の意識の高揚

男女共同参画の推進はあらゆる分野に関係していることから、職員を対象に、研修や情報提供等を行い、男女共同参画についての意識の高揚に努めます。

### ③ 男女共同参画推進についての庁内組織の充実

男女共同参画に関する施策を総合的、効果的に推進するため、庁内の連携を強化し、推進体制を充実させ、具体的に推進します。

### ④ 市役所と市民・事業所との連携・協力の強化

男女共同参画社会の実現には、行政の取組だけでなく、市民・事業所の主体的な取組が不可欠です。そのため、男女共同参画を自主的に推進し、活動を行っている市民（団体・グループ等）の活動を支援するとともに、市民・事業所と協働で男女共同参画の推進を図ります。

### ⑤ 国、県等との連携

国、県等と連携し、協力しながら、男女共同参画の効果的な推進に努めます。

# 資料

## 1. 策定体制・策定経過

### 笠岡市男女共同参画推進委員会 委員名簿

令和4年2月1日～令和6年1月31日

氏名	所属団体等	備考
佐藤 琢夫	笠岡市校舎長会	
仁科 恭子	笠岡市若者会議	
前田 秀子	パープルネットかさおか	
原田 道恵	ストップDV!啓発サポーター登録者	
高森 正純	笠岡人権擁護委員協議会	委員長
西村 輝子	笠岡商工会議所女性会	
岡堂 孝志	笠岡市人権啓発バンク	
荒芝 健太	笠岡市企業等人権問題連絡協議会	
松原 糸信	笠岡市公民館協議会	副委員長
徳永 亮	笠岡青年会議所	～令和5年1月17日
高田 脩平		令和5年1月18日～
浅井 波津子	笠岡市ファミリーサポートセンター	
松浦 恵里子	公募	

### 策定経過

年月日	内容
令和4（2022）年6～7月	男女共同参画に関する市民意識調査の実施
令和4（2022）年11月	事業所ヒアリングの実施
令和4（2022）年11月25日	第1回男女共同参画推進委員会
令和5（2023）年1月18日	第2回男女共同参画推進委員会
令和5（2023）年2月1～20日	パブリック・コメントの実施
令和5（2023）年3月15日	第3回男女共同参画推進委員会
令和5（2023）年3月	第5次笠岡市男女共同参画基本計画（かさおかウィズプラン）策定

## 2. 関係法令

### 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号  
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律 160 号

#### 目次

##### 前文

##### 第 1 章 総則（1 条—第 12 条）

##### 第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

##### 第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

##### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
  - 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
    - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
  - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
  - 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。  
(都道府県男女共同参画計画等)
- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
  - 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
    - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
  - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(施策の策定等に当たっての配慮)
- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。  
(国民の理解を深めるための措置)
- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

# 笠岡市男女共同参画推進条例

平成 15 年 7 月 1 日条例第 21 号

## 目次

### 前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策(第 7 条—第 16 条)

第 3 章 男女共同参画社会の形成を阻害する行為の制限(第 17 条・第 18 条)

第 4 章 推進体制(第 19 条・第 20 条)

第 5 章 補則(第 21 条)

### 附則

すべての人が性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、互いに人権を尊重し合う男女共同参画社会の実現は、緊要な課題である。

本市においては、平成 13 年 12 月笠岡市人権尊重の都市づくり条例を制定し、すべての市民の互いの人権が尊重され、明るく住みよい社会を実現するための人権尊重の施策を進めている。男女共同参画社会の実現に向けては、その指針となる「かさおかウィズプラン」を基に、積極的に施策を展開しているが、今なお性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会的慣行は、依然として残っている。また、配偶者からの暴力が社会問題化するなど、真の男女平等の達成には未だ多くの課題が残されている。

急速に進む少子高齢化、高度情報化及び国際化の中で、真に調和のとれた活力ある豊かな地域社会を築いていくためには、男女が共に対等な立場であらゆる分野に参画し、一人一人の価値観に基づいた多様な生き方を選択することのできる「住みよいまち」を創造することが不可欠である。

このような認識から、市、市民及び事業者が一体となって男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成を推進する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、男女の個性及び尊厳が守られ、活力ある豊かな地域社会の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に社会的、政治的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等から受ける精神的、経済的、身体的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

(4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別により差別されることなく、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、一切の暴力を排除し、個人としての人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画社会の形成は、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画社会の形成は、男女が政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画社会の形成は、男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に對等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画社会の形成は、男女が互いの性を理解し合い、性と生殖に関する健康に関し、個人の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画社会の形成は、男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから国際的な交流と協力の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項に規定する施策を推進するに当たり、国、県、事業者及び市民と相互に連携と協力を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、家庭、学校、地域、職場等のあらゆる場において、男女共同参画社会の形成に努めるとともに、市が実施する前条第1項に規定する施策に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、家庭、学校、地域、職場等において、ドメスティック・バイオレンス又は虐待の事実を知った場合には、関係機関へ通報するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、第3条の基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に自ら努めるとともに、市が実施する第4条第1項に規定する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、男女共同参画社会の形成のため、当該事業活動に関し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 市長は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査及び研究)

第8条 市は、男女共同参画社会の形成に関し、必要な調査及び研究を行うとともに、情報及び資料を収集し、市民及び事業者へ提供しなければならない。この場合において、笠岡市個人情報保護条例(平成13年笠岡市条例第13号)に基づき、個人情報の保護に関し配慮をしなければならない。

(普及啓発)

第9条 市は、男女共同参画社会の形成に関して、広く市民及び事業者の理解が深まるよう啓発、学習促進等に積極的に努めるものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の推進状況等を明らかにした年次報告書を作成し、公表するものとする。

(市民又は事業者への支援)

第11条 市は、市民又は事業者が実施する男女共同参画社会の形成に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(家庭生活等と職業生活の両立支援)

第12条 市は、男女が共に、育児、介護その他の家庭生活及び地域生活と職業生活を両立することができるように、子の養育及び家族の介護等において必要な支援を行うものとする。

(教育の推進)

第13条 学校教育及び社会教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を深く認識し、教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画社会の基本理念に配慮して教育を行うよう努めなければならない。

2 市は、次代を担う子どもたちの教育に関し、男女が共に積極的に参画するよう啓発に努めなければならない。

(相談の対応等)

第14条 市は、性別による差別的扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者からの相談の申出があった場合には、関係機関等と協力し適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(審議会等における積極的改善措置)

第15条 市長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を委嘱し、又は任命するときは、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。

(苦情の処理)

第16条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策について苦情があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、適切に処理しなければならない。

### 第3章 男女共同参画社会の形成を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第17条 何人も、男女共同参画社会の形成を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 家庭、学校、地域、職場等あらゆる場において、性別による差別的言動又は相手の望まない性的な言動等により、不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害するような行為

## (2) ドメスティック・バイオレンス

(市民に表示される情報に関する措置)

第 18 条 市は、広く市民に表示される情報において、性別による固定的な役割分担及び異性に対する暴力等を連想させ、又は助長する表現その他不必要な性的表現をしないよう努めなければならない。

## 第 4 章 推進体制

(推進体制の整備)

第 19 条 市は、市民、事業者と互いに協働して男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を円滑、総合的に企画、調整及び実施するため、市長を長とする推進体制を整備するものとする。

(男女共同参画推進委員会)

第 20 条 市長は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策について、笠岡市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置し、意見を聴くことができる。

- 2 委員会は、関係者に対し資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に対し是正その他の措置を講ずるよう勧告等を行うことができる。
- 3 委員会は、市長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。
- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満とならないよう選任するものとする。
- 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 5 章 補則

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 笠岡市男女共同参画推進条例施行規則

平成15年7月1日

規則第21号

改正 平成17年5月20日規則第21号

平成22年2月9日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、笠岡市男女共同参画推進条例（平成15年笠岡市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 条例第20条に規定する笠岡市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第7条に規定する基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 条例第16条に規定する苦情の処理に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、第2号に掲げる者については、委員の総数の10分の3以内の数とする。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募に応じた者
- (3) 条例第2条第4項に規定する事業者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民生活部において行う。

(委員会の運営)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初にかかれる委員会は、市長が招集する。

附 則（平成17年5月20日規則第21号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成22年2月9日規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号  
最終改正 令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

## 目次

### 前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 4 条)

第 2 章 基本方針等 (第 5 条・第 6 条)

第 3 章 事業主行動計画等

第 3 章の 1 事業主行動計画策定指針 (第 7 条)

第 3 章の 2 一般事業主行動計画 (第 8 条—第 18 条)

第 3 章の 3 特定事業主行動計画 (第 19 条)

第 3 章の 4 女性の職業選択に資する情報の公表 (第 20 条・第 21 条)

第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (第 22 条—第 29 条)

第 5 章 雑則 (第 30 条—第 33 条)

第 6 章 罰則 (第 34 条—第 39 条)

### 附則

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### (基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第3章 事業主行動計画等

### 第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第2節 一般事業主行動計画等 (一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。  
(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

一 第9条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。

二 第12条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
  - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
  - 3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

## 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

### (職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

### (国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

### (啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

### (情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

### (協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第8項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 51 条第 1 項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正)

第 38 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 34 条、第 36 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 39 条 第 30 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章（第 7 条を除く。）、第 5 章（第 28 条を除く。）及び第 6 章（第 30 条を除く。）の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(この法律の失効)

第 2 条 この法律は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 第 22 条第 3 項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第 4 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 28 条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第 3 条 前条第 2 項から第 4 項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 4 条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第 1 条中雇用保険法第 64 条の次に一条を加える改正規定及び附則第 35 条の規定 公布の日  
二及び三 略

四 第 2 条中雇用保険法第 10 条の 4 第 2 項、第 58 条第 1 項、第 60 条の 2 第 4 項、第 76 条第 2 項及び第 79 条の 2 並びに附則第 11 条の 2 第 1 項の改正規定並びに同条第 3 項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第 4 条の規定並びに第 7 条中育児・介護休業法第 53 条第 5 項及び第 6 項並びに第 64 条の改正規定並びに附則第 5 条から第 8 条まで及び第 10 条の規定、附則第 13 条中国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 10 条第 10 項第五号の改正規定、附則第 14 条第 2 項及び第 17 条の規定、附則第 18 条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第 19 条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年

法律第 68 号) 第 38 条第 3 項の改正規定(「第 4 条第 8 項」を「第 4 条第 9 項」に改める部分に限る。)、附則第 20 条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和 51 年法律第 33 号) 第 30 条第 1 項の表第 4 条第 8 項の項、第 32 条の十一から第 32 条の十五まで、第 32 条の十六第 1 項及び第 51 条の項及び第 48 条の三及び第 48 条の四第 1 項の項の改正規定、附則第 21 条、第 22 条、第 26 条から第 28 条まで及び第 32 条の規定並びに附則第 33 条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成 30 年 1 月 1 日

(罰則に関する経過措置)

第 34 条 この法律(附則第 1 条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 35 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年 6 月 5 日法律第 24 号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第 3 条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 4 条の改正規定並びに次条及び附則第 6 条の規定 公布の日

二 第 2 条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和 4 年 3 月 31 日法律第 12 号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第 32 条及び第 32 条の十一第 1 項の改正規定並びに附則第 28 条の規定 公布の日

二 略

三 第 1 条中雇用保険法第 10 条の四第 2 項及び第 58 条第 1 項の改正規定、第 2 条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第 48 条」を「第 47 条の三」に改める部分に限る。)、同法第 5 条の二第 1 項の改正規定及び同法第 4 章中第 48 条の前に 1 条を加える改正規定を除く。)並びに第 3 条の規定(職業能力開発促進法第 10 条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第 15 条の二第 1 項の改正規定及び同法第 18 条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第 5 条、第 6 条及び第 10 条の規定、附則第 11 条中国家公務員退職手当法第 10 条第 10 項の改正規定、附則第 14 条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和 45 年法律第 98 号) 第 4 条第 2 項及び第 18 条の改正規定並びに同法第 33 条の改正規定(「第 11 条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法

第 15 条第 1 項」と」を削る部分を除く。) 並びに附則第 15 条から第 22 条まで、第 24 条、第 25 条及び第 27 条の規定 令和 4 年 10 月 1 日

(政令への委任)

第 28 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第 509 条の規定 公布の日

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号  
最終改正 令和元年 6 月 26 日法律第 46 号

## 目次

### 前文

### 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

#### 第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等（第 2 条の 2・第 2 条の 3）

### 第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等（第 3 条—第 5 条）

### 第 3 章 被害者の保護（第 6 条—第 9 条の 2）

### 第 4 章 保護命令（第 10 条—第 22 条）

### 第 5 章 雑則（第 23 条—第 28 条）

#### 第 5 章の 2 補則（第 28 条の 2）

### 第 6 章 罰則（第 29 条・第 30 条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第 1 章 総則

### （定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

### （国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

### (基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

### (配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地  
（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
  - 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
  - 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
  - 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
  - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
  - 二 第 3 条第 3 項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
  - 三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第 5 章の 2 補則

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者（第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第 6 条第 1 項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第 1 項から第 4 項まで、第 11 条第 2 項第二号、第 12 条第 1 項第一号から第四号まで及び第 18 条第 1 項	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手
第 10 条第 1 項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合

## 第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附 則〔平成16年法律第64号〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附 則〔平成19年法律第113号〕 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成25年法律第72号〕 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成26年法律第28号〕 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 略

2 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則〔令和元年法律第46号〕 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第4条 前2条に規定するもののほかこの法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。(検討等)

第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 3. 男女共同参画に関する年表

年	世界の動き	日本の動き	岡山県の動き	笠岡市の動き
昭和 50 (1975)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国際婦人年</li> <li>●国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ)・「世界行動計画」採択</li> <li>●「国連婦人の十年」採択(1976年～1985年)(第30回国連総会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総理府に「婦人問題企画推進本部」(9月)、「婦人問題担当室」設置</li> <li>●「婦人問題企画推進会議」設置</li> </ul>		
昭和 51 (1976)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「民法」改正、施行(離婚復氏制度)</li> </ul>		
昭和 52 (1977)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国内行動計画」、「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」決定(1月)</li> <li>●「国立婦人教育会館」(現「独立行政法人国立女性教育会館」)開館</li> <li>●「国内行動計画前期重点目標」発表</li> </ul>		
昭和 53 (1978)年			<ul style="list-style-type: none"> <li>●「婦人問題行政連絡協議会」設置</li> <li>●県政モニターアンケート「婦人の地位向上に関する意識調査」実施(10月)</li> </ul>	
昭和 54 (1979)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択(第34回国連総会)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●県の婦人問題担当課を「県民課」に位置付ける</li> <li>●「岡山の婦人問題を考える会」が発足、意見書を発表</li> </ul>	
昭和 55 (1980)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女子差別撤廃条約」署名・批准・発効(1985年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「岡山県婦人問題会議」を設置、同会議は「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」を答申</li> </ul>	
昭和 56 (1981)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ILO(国際労働機関)「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第156号)」及び「同勧告」を採択</li> <li>●「女子差別撤廃条約」発効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「民法」改正、施行(配偶者の相続分引上げ)</li> <li>●「国内行動計画後期重点目標」策定(5月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「岡山県婦人問題協議会」設置(4月)</li> <li>●県の婦人問題担当課が「県民生活課」に移り、「婦人班」新設(4月)</li> </ul>	
昭和 57 (1982)年			<ul style="list-style-type: none"> <li>●婦人広報資料「おかやまの婦人」創刊</li> <li>●県政世論調査「家庭と婦人」実施(1～2月)</li> </ul>	
昭和 59 (1984)年			<ul style="list-style-type: none"> <li>●「おかやま婦人のバス事業」開始</li> </ul>	

年	世界の動き	日本の動き	岡山県の動き	笠岡市の動き
昭和 60 (1985)年	●「国連婦人の十年」最終年世界会議開催(ナイロビ)・「(西暦2000年に向けての)婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	●「国籍法」改正、施行(父母両系主義、配偶者の帰化条件の男女同一化)(1月) ●「勤労婦人福祉法」を改正し、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」公布(6月) ●「女子差別撤廃条約」批准(6月)	●岡山県婦人問題協議会が「女性の地位と福祉の向上に関する提言」を答申 ●「岡山県婦人海外派遣事業」開始 ●婦人問題調査「女性の地位向上に関する生活と意識」実施	
昭和 61 (1986)年		●婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大、任務も拡充(1月) ●婦人問題企画推進有識者会議開催(2月) ●「婦人問題企画推進有識者会議」設置(「婦人問題企画推進会議」を改組) ●「男女雇用機会均等法」施行(4月)	●県民生活課婦人班を「婦人青少年対策室婦人企画班」に改組(4月) ●「地域婦人問題推進センター」設置(県内3箇所)	
昭和 62 (1987)年		●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(5月)	●「岡山県婦人情報バンク」開設 ●「地域婦人問題推進センター」設置(県内3箇所)	
昭和 63 (1988)年			●「地域婦人問題推進センター」設置(県内3箇所) ●「女性による地域福祉実践事業」開始	
平成元 (1989)年		●新学習指導要領の告示(家庭科教育における男女同一の教育課程の実現等)(3月)	●「働く女性相談コーナー」開設 ●「農山漁村婦人の日」設定	
平成2 (1990)年	●国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		●「21世紀に生きる岡山の女性」シンボルマーク決定 ●県政世論調査「女性の地位向上に関する生活と意識」実施(10月)	
平成3 (1991)年		●「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定(5月) ●「育児休業等に関する法律(育児休業法)」公布、施行(1992年5月)	●「第4次岡山県総合福祉計画」策定(女性の項目新設) ●「男女共同参加型社会の実現をめざして」策定	
平成4 (1992)年		●「育児休業法」実施(4月) ●初の婦人問題担当大臣を任命(12月)	●「女性県政アドバイザー事業」開始 ●「女性農業士制度」発足	

年	世界の動き	日本の動き	岡山県の動き	笠岡市の動き
平成5 (1993)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択(第48回国連総会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画社会づくりに関する推進体制の整備について」決定(7月)</li> <li>●「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」公布、施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女性青少年対策室女性政策課」を新設(4月)</li> </ul>	
平成6 (1994)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国際人口開発会議」開催(カイロ)</li> <li>●「人権教育のための国連十年」採択(1995年～2004年)(第49回国連総会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」(政令)設置(「婦人問題担当室」、「婦人問題企画推進有識者会議」廃止)(6月)</li> <li>●「男女共同参画推進本部」設置(「婦人問題企画推進本部」改組)(7月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所管部を地域振興部から企画部に移管(4月)</li> <li>●岡山県婦人問題協議会に「女性の地位と福祉の向上のための総合的政策」について諮問</li> <li>●県政世論調査「女性の地位向上に関する生活と意識」実施(7～8月)</li> </ul>	
平成7 (1995)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第4回世界女性会議及びNGOフォーラム開催(北京)・「北京宣言及び行動綱領」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「育児休業法」を改正し、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」6月公布、10月一部施行、全面施行(1999年)</li> <li>●ILO156号条約(家族的責任を有する労働者条約)批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●岡山県婦人問題協議会が「女性の地位と福祉の向上に関する提言」答申</li> <li>●岡山県婦人問題協議会を「岡山県男女共同参画推進協議会」に改称(10月)</li> </ul>	
平成8 (1996)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申(7月)</li> <li>●男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足(9月)</li> <li>●「男女共同参画2000年プラン」策定(12月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画社会の実現をめざして」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総務部自治振興課に「女性政策担当」設置</li> <li>●「市内女性団体連絡会」発足</li> <li>●「市内女性ネットワーク」発足</li> <li>●「市政レディ」設置</li> </ul>
平成9 (1997)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画審議会」(法律)設置(4月)</li> <li>●「男女雇用機会均等法」を改正し、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(改正「男女雇用機会均等法」)」公布、一部施行(母性保護に関する規定、1998年)、全面施行(募集等における女性差別の禁止等、6月公布/1999年4月施行)</li> <li>●「労働基準法」改正、一部施行(母性保護に関する規定、1998年)、全面施行(女性労働者の時間外等の規制の解消、1999年)</li> <li>●「育児・介護休業法」改正、施行(育児等を行う労働者の深夜業の制限創設、1999年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「岡山県男女共同参画推進本部」設置(4月)</li> <li>●「岡山県女性センター整備構想検討委員会」設置(6月)</li> <li>●「男女共同参画アドバイザー養成事業」開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「市役所に働く男女の意識調査」実施</li> <li>●地域の女性団体合同で研修会</li> </ul>

年	世界の動き	日本の動き	岡山県の動き	笠岡市の動き
平成9 (1997)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「『人権教育のための国連十年』に関する国内行動計画」策定</li> <li>●「介護保険法」公布、施行(12月/2000年4月)</li> </ul>		
平成10 (1998)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法についてー男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりー」答申(11月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所管部を企画部から生活環境部に移管(4月)</li> <li>●「ウィズウィーク(11/11～17)」決定</li> <li>●「中国・四国・九州地区男女共同参画推進地域会議」開催(11月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●笠岡市男女共同参画推進体制設置</li> <li>●「市民の男女平等意識の調査」実施</li> <li>●「かさおか・すてき女性塾」開校</li> </ul>
平成11 (1999)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画社会基本法」公布、施行(6月)</li> <li>●「食料・農業・農村基本法」公布、施行(女性の参画の促進を規定)(7月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「岡山いきいき子どもプラン」策定(3月)</li> <li>●岡山県男女共同参画推進センター(愛称:ウィズセンター)開館(4月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●啓発紙「始めの一步」発行</li> <li>●「かさおかウィズプラン」策定</li> </ul>
平成12 (2000)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)・「政治宣言」、「成果文書」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申(7月)</li> <li>●「国の審議会等における女性委員の登用について」決定(8月)</li> <li>●「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」公布、施行</li> <li>●男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方ー21世紀の最重要課題ー」答申</li> <li>●「男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施(1～2月)</li> <li>●岡山県人権政策審議会答申(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「すてき女性塾」を「すてき・さんかく塾」として男性にも呼びかける</li> </ul>
平成13 (2001)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●内閣府に「男女共同参画会議」、「男女共同参画局」設置(1月)</li> <li>●「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」、「女性に対する暴力をなくす運動について」決定(6月)</li> <li>●「仕事と子育ての両立支援策の方針について」策定(7月)</li> <li>●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」公布、一部施行、全面施行(4月/10月/2002年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「おかやまウィズプラン21」策定(3月)</li> <li>●「岡山県人権政策推進指針」策定(3月)</li> <li>●「女性青少年対策室女性政策課」を「男女共同参画課」に改組(4月)</li> <li>●「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」(6月公布/10月施行)</li> <li>●男女共同参画推進月間始まる(11月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●組織機構改革により、女性政策を「企画総務部企画政策課」におく</li> <li>●「男女共同参画推進センター」(旧郵便局跡)開館</li> <li>●「明日てらす大学」開校</li> <li>●「塾」公開講座</li> </ul>

年	世界の動き	日本の動き	岡山県の動き	笠岡市の動き
平成 13 (2001)年		●「育児・介護休業法」改正(対象となる子の年齢引き上げ等)(11月)、一部施行(育児休業の取得等を理由とする不利益取扱い禁止等)、全面施行(育児等を行う労働者の時間外労働の制限等、2002年)		
平成 14 (2002)年			●「岡山県男女共同参画審議会」を設置(4月)	
平成 15 (2003)年		●男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」策定(6月) ●「次世代育成支援対策推進法」公布、一部施行、全面施行(2005年)[2015年3月までの時限立法] ●「少子化社会対策基本法」公布、施行	●「男女共同参画フォーラム in おかやま」開催(2月) ●「男女共同参画グローバル政策対話岡山会議」開催(11月)	●「笠岡市男女共同参画推進条例」公布・施行 ●笠岡地域女性活性化支援事業実施 ●「男女共同参画地域フォーラム」開催
平成 16 (2004)年		●「DV防止法」改正、施行(配偶者からの暴力の定義の拡大等) ●「育児・介護休業法」改正、施行(育児等休業取得対象者の拡大等、2005年)	●「女性のチャレンジ支援策岡山アピール」開催(8月) ●「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施(10~11月) ●「新岡山いきいき子どもプラン」策定(12月)	●「男女共同参画推進センター」をサンライフ笠岡内に移転
平成 17 (2005)年	●第49回国連婦人の地位委員会開催(国連「北京+10」世界閣僚級会合、ニューヨーク)・宣言文採択	●男女共同参画会議「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方ー男女がともに輝く社会へー」答申(7月) ●男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申(12月) ●「男女共同参画基本計画(第2次)」決定(12月)	●岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定 ●「女性副知事フォーラム 2005 おかやま」開催(11月)	●組織機構改革により、担当を「政策部人権政策課」におく ●「知ってナットク塾」の開講 ●「パパッと簡単クッキング」開催 ●「再就職準備セミナー」開催 ●人権・男女共同参画推進業務担当職員の選出 ●「男女共同参画推進委員会」設置(市民公募含む) ●「男女共同参画地域フォーラム in かさおか」開催
平成 18 (2006)年		●「男女雇用機会均等法」改正、施行(性差別禁止の範囲の拡大等、6月公布/2007年4月施行)	●「改訂岡山県人権政策推進指針」策定(2月) ●「新おかやまウィズプラン」策定(3月)	●「第2次かさおかウィズプランⅡ」策定 ●「すてき・さんかく塾」開催 ●「パパッと簡単クッキング」開催 ●「再就職準備セミナー」開催 ●「男女共同参画行政推進会議」設置(人権施策推進チームを充てる) ●男女共同参画推進委員会開催 ●人権・男女共同参画推進業務担当者会議開催

年	世界の動き	日本の動き	岡山県の動き	笠岡市の動き
平成 19 (2007)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「パートタイム労働法」改正、一部施行(事業主等支援の整備、パートタイム労働者の雇用環境の整備)、全面施行(労働条件の文書公布・説明義務、6月公布/2008年4月)</li> <li>●「DV防止法」改正、施行(保護命令制度の拡充等、7月公布/2008年1月施行)</li> <li>●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定(12月)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権・男女共同参画推進業務担当者会議開催</li> <li>●男女共同参画行政推進会議開催</li> <li>●男女共同参画推進委員会開催</li> </ul>
平成 20 (2008)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」(4月)</li> <li>●「次世代育成支援対策推進法」改正、一部施行(一般事業主行動計画の公表及び従業員への周知の義務化 12月公布/2009年4月施行)、全面施行(行動計画届け出義務企業の拡大、2011年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画改定(7月)</li> <li>●岡山県男女共同参画推進センター(ウイズセンター)岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館(きらめきプラザ)へ移転(9月)</li> <li>●「全国シェルターシンポジウム 2008in おかやま」開催(後援)(11月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画地域フォーラム in かさおか」開催</li> <li>●相談体制の整備(女性相談員の配置)</li> <li>●審議会等における積極的改善措置に係る審査会設置</li> <li>●人権・男女共同参画推進業務担当者会議開催</li> <li>●市民意識調査実施(ウイズプラン策定資料)</li> <li>●男女共同参画行政推進会議開催</li> <li>●男女共同参画推進委員会開催</li> </ul>
平成 21 (2009)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「DV相談ナビ」開設(1月)</li> <li>●男女共同参画シンボルマーク決定(4月)</li> <li>●「育児・介護休業法」(短時間勤務制度導入等)改正、一部施行(公表・過料・紛争解決援助制度)、全面施行(育児等休業取得対象者の拡大等、6月公布/2010年6月施行)</li> <li>●男女共同参画会議「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」公表(11月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「新おかやまウイズプラン」中間見直し(3月)</li> <li>●「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施(10~11月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●DV被害者サポーター養成講座開催</li> <li>●審議会等における積極的改善措置に係る審査会開催</li> <li>●人権・男女共同参画推進業務担当者会議開催</li> <li>●男女共同参画行政推進会議開催</li> <li>●男女共同参画推進委員会開催</li> </ul>

年	世界の動き	日本の動き	岡山県の動き	笠岡市の動き
平成 22 (2010)年	●第 54 回国連婦人の地位委員会開催(国連「北京+15」記念会合、ニューヨーク)・宣言文採択	●男女共同参画会議「第 3 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について」(答申)(7月) ●男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申(7月) ●「男女共同参画基本計画(第 3 次)」決定(12月) ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定	●「岡山いきいき子どもプラン 2010」策定(3月) ●所管部を生活環境部から県民生活部に移管(4月) ●「男女共同参画課」を「男女共同参画青少年課」に改組(4月)	●DV被害者サポーター研修会開催 ●人権・男女共同参画推進業務担当者会議開催 ●男女共同参画行政推進会議開催 ●男女共同参画推進委員会開催 ●「第 3 次かさおかウィズプラン」策定 ●組織機構改革により、担当を「市民生活部人権推進課」におく ●「男女共同参画推進センター」を分庁第 4 に移転
平成 23 (2011)年	●ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(UN Women)発足		●「第 3 次おかやまウィズプラン」策定(3月) ●「第 3 次岡山県人権政策推進指針」策定(3月)	●人権・男女共同参画推進業務担当者会議開催 ●男女共同参画行政推進会議開催 ●男女共同参画推進委員会開催
平成 24 (2012)年		●「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定(6月)		●人権・男女共同参画推進業務担当者会議開催 ●男女共同参画行政推進会議開催 ●男女共同参画推進委員会開催
平成 25 (2013)年		●若者・女性活躍フォーラムの提言(5月) ●「ストーカー規制法」改正、施行(規制対象の拡大等) ●「DV防止法」改正(7月公布)、施行(配偶者の定義の拡大等、2014年)及び同法に基づく基本方針の策定(12月公布)		●人権・男女共同参画推進業務担当者会議開催 ●男女共同参画行政推進会議開催 ●男女共同参画推進委員会開催
平成 26 (2014)年		●「次世代育成支援対策推進法」改正、一部施行、全面施行(2015年)[2025年3月まで有効期限を延長] ●「パートタイム労働法」改正、施行(正社員と差別的扱いが禁止されるパートタイム労働者拡大、2015年)	●「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」の一部改正について(1月) ●「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定(9月) ●「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施(10~11月)	●DV被害者サポーター研修会をDV防止啓発講座として一般市民にも呼びかける ●人権・男女共同参画推進業務担当者会議開催 ●男女共同参画行政推進会議開催 ●男女共同参画推進委員会開催 ●「第 3 次かさおかウィズプラン」中間見直し

年	世界の動き	日本の動き	岡山県の動き	笠岡市の動き
平成 27 (2015)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」公布、施行(9月公布・施行/一般・特定事業主行動計画の策定及び公表など 2016年4月施行)</li> <li>●男女共同参画会議「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について」答申(12月)</li> <li>●男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申(12月)</li> <li>●「第4次男女共同参画基本計画」決定(12月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「岡山いきいき子どもプラン 2015」策定(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「パープルリボンセミナー(DV防止啓発講座)」開催</li> <li>●人権・男女共同参画推進業務担当者会議開催</li> <li>●男女共同参画行政推進会議開催</li> <li>●男女共同参画推進委員会開催</li> </ul>
平成 28 (2016)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「育児・介護休業法」改正(対象の拡大、努力義務の創設等)</li> <li>●「ストーカー規制法」改正(規制対象の拡大等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「第4次おかやまウィズプラン」及び「岡山県女性活躍推進計画」策定(3月)</li> <li>●「第4次岡山県人権政策推進指針」策定(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権・男女共同参画推進業務担当者会議開催</li> <li>●男女共同参画行政推進会議開催</li> <li>●男女共同参画推進委員会開催</li> <li>●「第3次かさおかウィズプラン」改訂</li> </ul>
平成 29 (2017)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●G7タオルミーナ・サミット開催(イタリア)・宣言文採択</li> <li>●APEC女性と経済フォーラム開催(ベトナム)・声明文採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「(改正)男女雇用機会均等法」施行</li> <li>●働き方改革実現会議において「働き方改革実行計画」を決定</li> <li>●「(改正)ストーカー規制法」全面施行</li> <li>●「(改正)育児・介護休業法」施行</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民意識調査実施(ウィズプラン策定資料)</li> <li>●人権・男女共同参画推進業務担当者会議開催</li> <li>●男女共同参画行政推進会議開催</li> <li>●男女共同参画推進委員会開催</li> </ul>
平成 30 (2018)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●G7シャルルボワ・サミット開催(カナダ)・宣言文採択</li> <li>●アジア太平洋経済協力(APEC)女性と経済フォーラム開催(パプアニューギニア)</li> <li>●G20ブエノスアイレス・サミット開催(アルゼンチン)・宣言文採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「(改正)子ども・子育て支援法」施行</li> <li>●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行</li> <li>●「民法」一部改正(成年年齢の引下げ、婚姻開始年齢の男女統一等)</li> <li>●「働き方改革関連法」成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「岡山いきいき子どもプラン 2015」一部改定(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権・男女共同参画推進業務担当者会議開催</li> <li>●男女共同参画行政推進会議開催</li> <li>●男女共同参画推進委員会開催</li> <li>●「第4次かさおかウィズプラン」策定</li> </ul>

年	世界の動き	日本の動き	岡山県の動き	笠岡市の動き
平成31・令和元(2019)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●G20 大阪サミット開催(日本)</li> <li>●G7ビアリッツ・サミット開催(フランス)・宣言文採択</li> <li>●APEC女性と経済フォーラム開催・声明文採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「働き方改革関連法」公布・順次施行</li> <li>●「女性活躍推進法」改正・一部施行(一般事業主行動計画策定義務の拡大、認定制度の創設等)</li> <li>●「男女雇用機会均等法」改正(不利益取扱いの禁止等)</li> <li>●「育児・介護休業法」改正(育児・介護休暇取得の選択肢拡大等)</li> <li>●「DV防止法」一部改正(児童虐待の防止強化等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施(10月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権・男女共同参画推進業務担当者会議開催</li> <li>●男女共同参画行政推進会議開催</li> <li>●男女共同参画推進委員会開催</li> </ul>
令和2(2020)年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●G20 リヤド・サミット開催(サウジアラビア)・宣言文採択</li> <li>●W20 サミット ハイレベルセッション開催(オンライン)</li> <li>●OECD ジェンダー主流化作業部会開催(パリ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「(改正)男女雇用機会均等法」施行</li> <li>●「(改正)DV防止法」一部施行</li> <li>●「(改正)女性活躍推進法」施行</li> <li>●「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「岡山いきいき子どもプラン2020」策定(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権・男女共同参画推進業務担当者会議開催</li> <li>●男女共同参画行政推進会議開催</li> <li>●男女共同参画推進委員会開催</li> </ul>
令和3(2021)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「(改正)政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行</li> <li>●「(改正)育児・介護休業法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「第5次おかやまウィズプラン」及び「岡山県女性活躍推進計画」策定(3月)</li> <li>●「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」改定(3月)</li> <li>●「第5次岡山県人権政策推進指針」策定(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権・男女共同参画推進業務担当者会議開催</li> <li>●男女共同参画行政推進会議開催</li> <li>●男女共同参画推進委員会開催</li> </ul>
令和4(2022)年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「(改正)女性活躍推進法」施行</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「笠岡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」開始</li> <li>●市民意識調査実施(ウィズプラン策定資料)</li> <li>●人権・男女共同参画推進業務担当者会議開催</li> <li>●男女共同参画行政推進会議開催</li> <li>●男女共同参画推進委員会開催</li> <li>●「第5次かさおかウィズプラン」策定</li> </ul>

---

---

第5次かさおかウィズプラン  
(第5次笠岡市男女共同参画基本計画)

発行：令和5(2023)年3月

笠岡市市民生活部人権推進課

住所：岡山県笠岡市中央町1番地の1

TEL：0865-69-2120

Email：jinkensuishin@city.kasaoka.lg.jp

---

---